

みよし男女共同参画プラン

『パートナー』

2024-2033

本編版



みよし市

令和6(2024)年3月

はじめに

本市では、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」を目指す将来像としてまちづくりを進めており、その将来像の実現に向け、平成15（2003）年に策定しました「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を時代の変化に応じ見直しを行いながら、各種施策を計画的に進めてまいりました。



その取組成果として、平成27（2015）年4月には「みよし市男女共同参画推進条例」を制定、令和4（2022）年10月には「みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始したことに加え、女性の就業者数の増加や、各種審議会委員の女性割合の増加など様々な分野で女性の活躍が進みつつあり、男女共同参画社会の実現に向けた意識が高まっております。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識の解消や様々な分野での女性の活躍推進、男性の家庭へのさらなる家庭への参画、配偶者・恋人間の暴力の根絶、防災施策における女性視点への配慮、性の多様性に関する市全体での理解促進など、解決すべき多くの課題が見られるのが現状です。それに加え、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済活動に大きな影響を与え、特に、男性と比べ非正規雇用者の割合が高い女性の雇用の悪化など、女性に対する問題が顕在化し、改めて男女共同参画社会の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、これらの課題の解決と今後の社会経済情勢の変化に対応するため、皆さまの意見をお聞きしながら令和6（2024）年度から10年間の計画として、「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033」を策定いたしました。

今後は、本プランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を一層推進してまいります。

市民の皆様には、一人一人が互いの人権を尊重し合い、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、男女共同参画社会に関するアンケート調査等において貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、そして熱心にご審議いただきましたみよし市男女共同参画審議会委員の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年3月

みよし市長 小山 祐

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3
4 プランの策定体制	3
5 国の「第5次男女共同参画基本計画」のポイント	4
6 SDGs(持続可能な開発目標)としての本プランの位置づけ	5
7 ジェンダーギャップ指数	6

第2章 みよし市の現状

1 本市の人口等の状況	7
2 女性の参画、就労状況	9
3 みよし市の男女共同参画に関する現状と課題	11
4 重点事項	21

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念	23
2 プランの体系	24

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	27
基本目標Ⅱ 誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり	31
基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	39
基本目標Ⅳ 多様性を認め合う社会づくり	47

第5章 プランの推進

1 プランの進行管理	49
2 推進体制の整備・充実	49

参考資料

1 みよし市における男女共同参画プランの策定経過	51
2 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033 策定経過	51
3 みよし市男女共同参画審議会委員(順不同・敬称略)	53
4 みよし市男女共同参画推進条例	54
5 みよし市男女共同参画審議会要綱	56
6 みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会設置要綱	57
7 男女共同参画社会基本法	58
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	60
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69

第1章 プラン策定にあたって

◆男女共同参画社会とは◆

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条より抜粋)

1 プラン策定の趣旨

21世紀の我が国の最重要課題である男女共同参画社会の実現で目指すのは、女性だけでなく、男性や子どもを含めたすべての人にとって暮らしやすい社会です。

国においては、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、新たにSDGs(持続可能な開発)の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2(2020)年策定)に基づく取組が進められています。

また、愛知県においても令和3(2021)年3月に「あいち男女共同参画プラン 2025」が策定されるなど、国、愛知県ともに新たな計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が総合的かつ計画的に行われています。

本市では、平成15(2003)年に「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの啓発や環境の整備など、各種施策を計画的に進めてきました。その取組成果の一環として、令和4(2022)年10月には、「みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始し、性別等にかかわらず誰もが自分らしく生活できる社会の実現を目指しております。

また、各種審議会委員の女性割合の増加や、令和5(2023)年4月の市議会議員選挙において女性議員が5人当選するなど、社会における女性の活躍は進みつつあり、男女共同参画に対する意識や理解は高まっています。その一方で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)¹は、家庭や職場、地域などをはじめとするあらゆる場において、根強く残っています。さらにはDV²や各種ハラスメント、性の多様性などの人権を侵害する問題に加えて、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会経済活動に大きな影響を与えました。特に雇用の悪化や子育て負担など、女性に強く影響を及ぼしており、様々な困難や不安を抱える女性に配慮した支援が必要となるなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

このように社会情勢が大きく変化する中、本市においても現行のプランが令和5(2023)年度末で終了することから、国や愛知県の動向や社会状況を鑑み、今後さらなる男女共同参画社会を目指していく必要があります。

そのため、本プランでは、前プランの取組みとその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり、性別、年齢、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指すための総合的な指針として、「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033」を策定します。

¹ 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくこと。

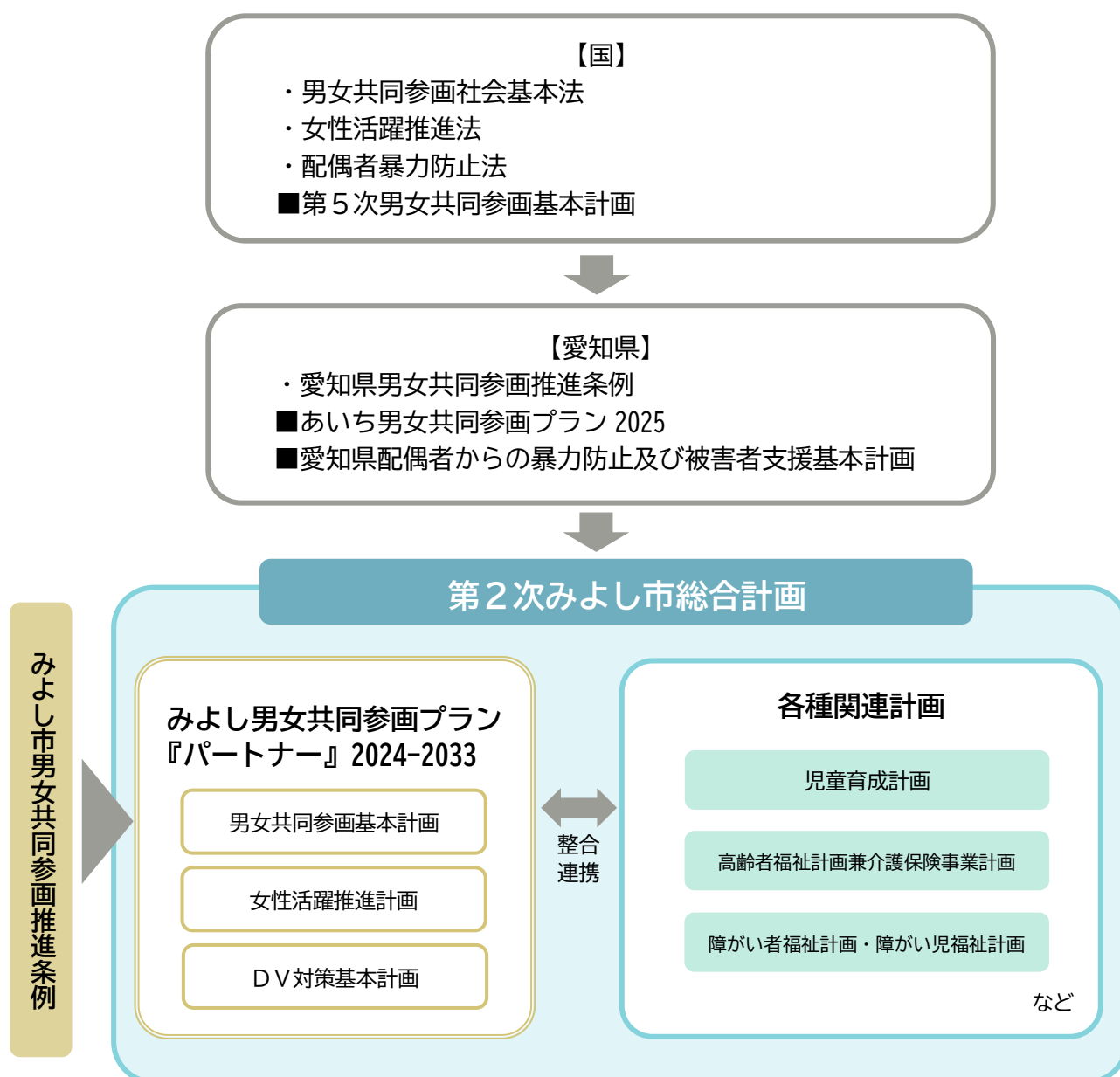
² 一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されている。

DVには、＜身体的暴力＞＜心理(精神)的暴力＞＜経済的暴力＞＜性的暴力＞＜社会的隔離＞など、いろいろな暴力がある。

2 プランの位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「みよし市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画です。
- 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2025」及び「第2次みよし市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。
- 本プランは、「第2次みよし市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を図りながら策定します。
- 本プランを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- 本プランを、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

【計画の位置づけ】



3 プランの期間

本プランの推進期間は、令和6(2024)年度～令和15(2033)年度までの10年間とします。ただし、令和10(2028)年度において必要があれば中間見直しを行います。また、国や愛知県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために必要が生じた場合は、プランの見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033									
				見直しの検討					

4 プランの策定体制

- 本プランの策定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、行政内部はもとより、学識経験者、地域団体の代表者、住民による代表等の参加を得て、令和4(2022)年8月から令和6(2024)年2月までに6回にわたる審議を重ねてきました。
- 本プランの策定にあたっては、令和4(2022)年10月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果を反映しています。
- 本プランの策定にあたっては、市のホームページにおいて情報公開を行い、広く市民の方から意見を公募しました。

5 国の「第5次男女共同参画基本計画」のポイント

国においては、令和2(2020)年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

【第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、目指すべき社会に対し、社会情勢の現状と、予想される環境変化及び課題を、次のようにあげています。また、Ⅰ～Ⅲの3つの政策領域の下に重点的に取り組む11の個別分野を設けています。

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1)新型コロナウイルス感染症の拡大と「新たな日常」への対応
- (2)人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3)人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4)法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5)デジタル化社会への対応 (Society5.0)
- (6)国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7)頻発する大規模災害 (女性の視点からの防災)
- (8)SDGs の達成に向けた世界的な潮流

Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
第3分野	地域における男女共同参画の推進
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第7分野	生涯を通じた健康支援
第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

6 SDGs（持続可能な開発目標）としての本プランの位置づけ

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)とそれを達成するための 169 のターゲットが設定されており、その1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」があげられています。

本プランにおいては、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。



本プランでは、第4章の各施策において以下の関連する目標の実現をめざしていきます。(第4章「プランの内容」において各施策の方向ごとにアイコンがついています。)



目標1 貧困をなくそう



目標8 働きがいも経済成長も



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標 10 人や国の不平等をなくそう



目標4 質の高い教育をみんなに



目標 16 平和と公正をすべての人に



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

7 ジェンダーギャップ指数

ジェンダーギャップ指数とは、政治、経済、教育、健康の4つの分野において、各国の男女格差の大きさを数値化したものです。この指数は、あらゆる分野における男女格差を把握し改善することを目的として、国際的な議論と活動を促進するための重要な指標となっています。ジェンダーギャップ指数は、0 から 1 の範囲で示され、1 に近いほど男女平等であり、0 に近いほど男女格差が大きいことを示します。

世界経済フォーラムが令和5(2023)年3月に発表した、ジェンダーギャップ指数では日本は 146 か国中 125 位と、前年の 116 位からランクを下げ、過去最低の結果となっています。

分野別にみると、「教育」は 0.997(47 位)、「健康」は 0.973(59 位)と世界的に見ても高い水準である一方、「経済」は 0.561(123 位)、「政治」は 0.057(138 位)と低くなっており、日本は特に経済・政治分野における男女共同参画が進んでいないことが示されています。

図表 1 ジェンダーギャップ指数の上位国及び主な国の抜粋

国名	令和 5 (2023) 年		令和 4 (2022) 年	
	順位	指数	順位	指数
アイスランド	1 位	0.912	1 位	0.908
ノルウェー	2 位	0.879	3 位	0.845
フィンランド	3 位	0.863	2 位	0.860
米国	43 位	0.748	27 位	0.769
韓国	105 位	0.680	99 位	0.689
中国	107 位	0.678	102 位	0.682
日本	125 位	0.647	116 位	0.650

図表 2 ジェンダーギャップ指数 日本の分野別順位と指数の前年比較

分野	令和 5 (2023) 年		令和 4 (2022) 年	
	順位	指数	順位	指数
政治	138 位	0.057	139 位	0.061
経済	123 位	0.561	121 位	0.564
教育	47 位	0.997	1 位 (21 か国同率)	1.000
健康	59 位	0.973	63 位	0.973
総合	125 位/146 か国	0.647	116 位/146 か国	0.650

資料：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2023 年）」

第2章 みよし市の現状

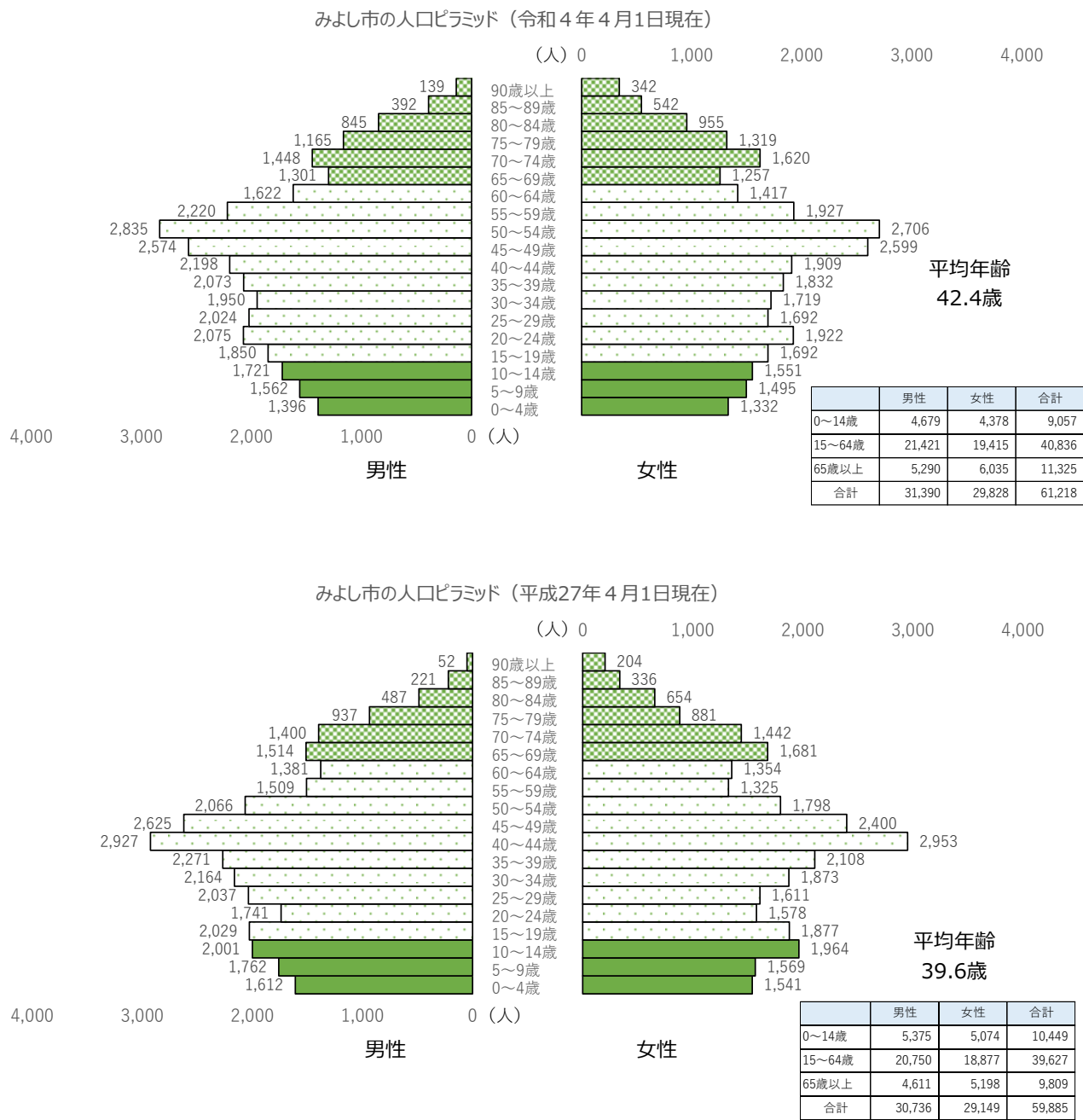
1 本市の人口等の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の令和4(2022)年4月1日現在の人口ピラミッドは、45～49 歳、50～54 歳を中心とした膨らみをもつ「つぼ型」に近い形となっています。

平成 27(2015)年と比較してみると、少子高齢化が進行したことにより、人口のふくらみの年齢階級は5歳程度高くなっています。(図表3参照)

図表 3 人口ピラミッド

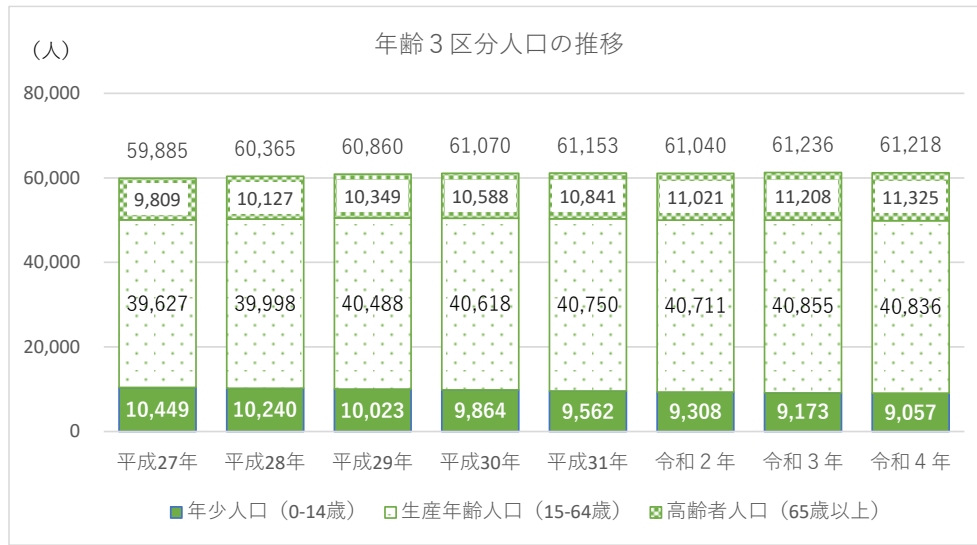


(2) 年齢3区分別人口の推移

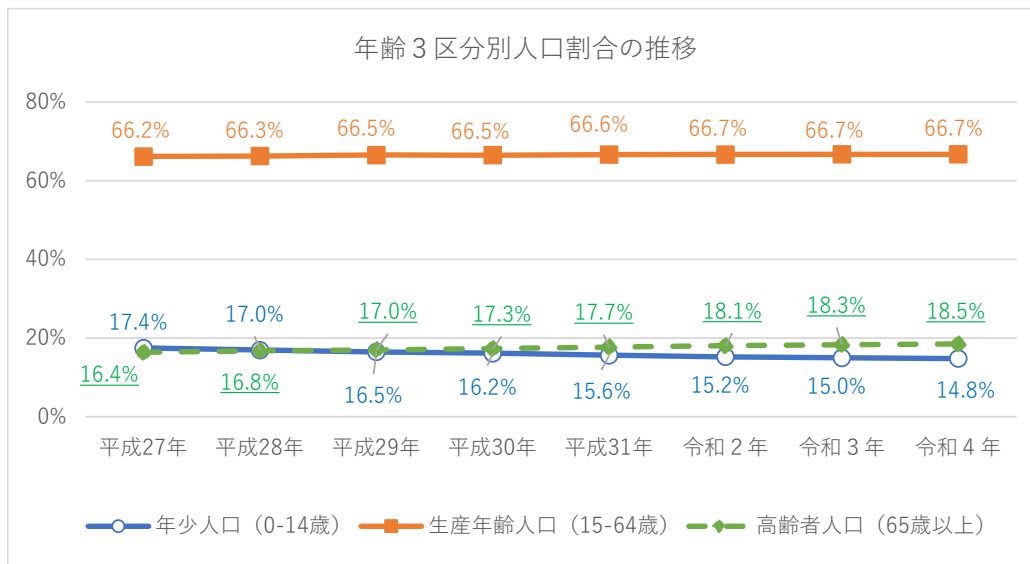
本市の人口は、増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向で推移しており、令和4(2022)年4月1日現在の住民基本台帳によると総人口は61,218人となっています。(図表4参照)

年齢3区分の人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)の割合は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口(65歳以上)の占める割合は増加傾向にあります。令和4(2022)年では高齢化率は18.5%と約5人に1人の割合となっており、少子高齢化が進んでいることが伺えます。(図表5参照)

図表 4 年齢3区分人口の推移



図表 5 年齢3区分人口割合の推移



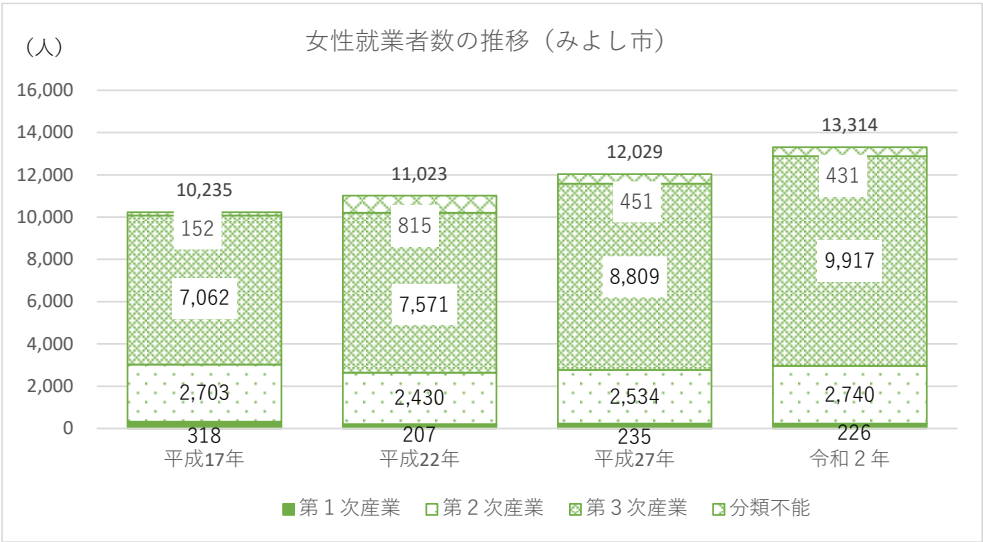
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 女性の参画、就労状況

(1) 女性の就業者数の推移

本市における女性の就業者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成17(2005)年から令和2(2020)年までの15年間で約3,000人増加しています。(図表6参照)

図表 6 みよし市における女性の就業者数の推移

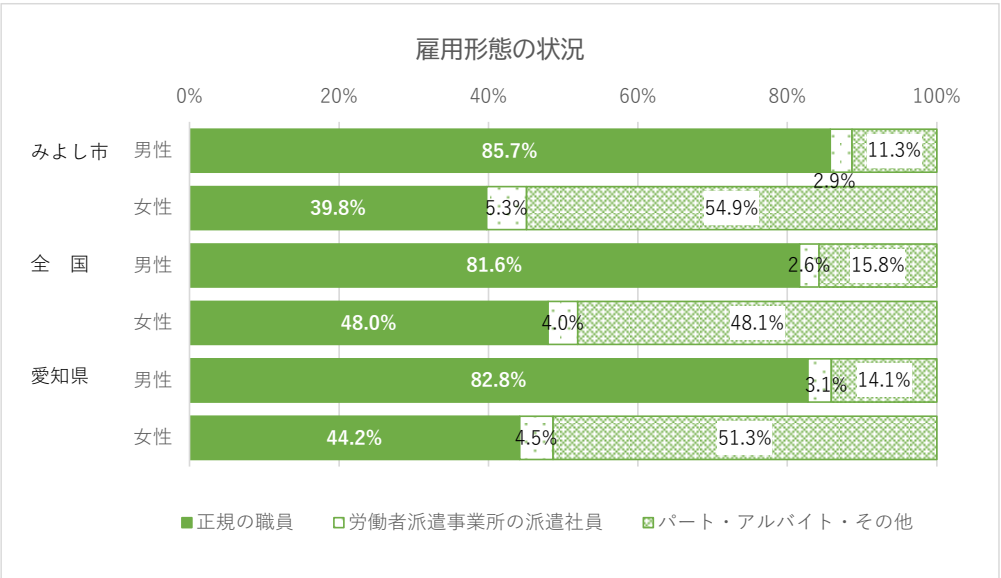


資料：国勢調査（10月1日現在）

本市の就業者の雇用形態の状況をみると、「正規の職員」が男性では85.7%となっているのに対し、女性では39.8%にとどまっており、この数値は全国や愛知県と比べても低くなっています。

(図表7参照)

図表 7 雇用形態の状況



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

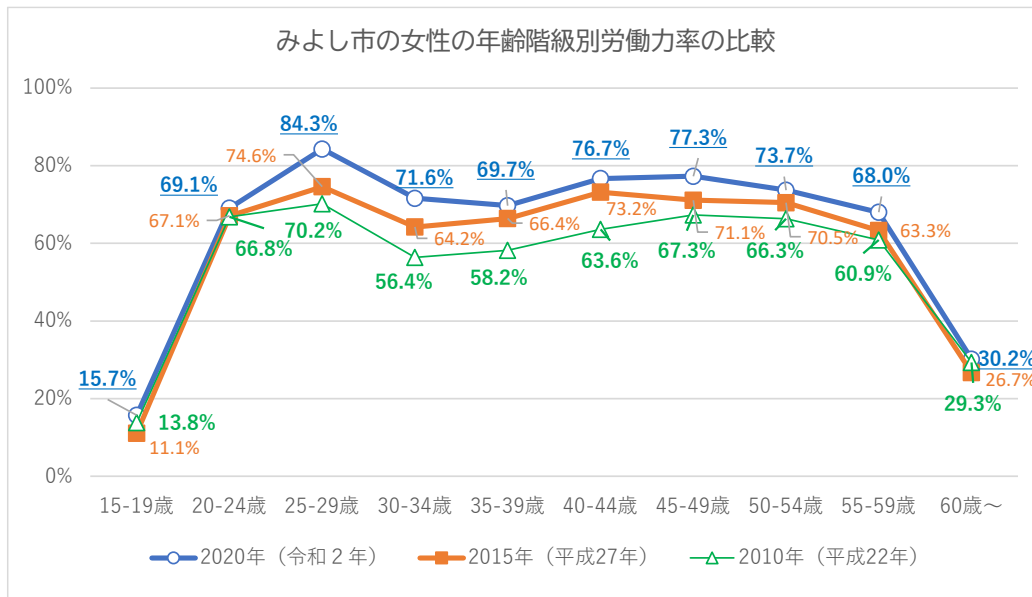
(2) 女性の年齢階級（5 歳階級）別労働力率の推移

本市の女性の年齢別の労働力率をみると、平成 22(2010)年では結婚や出産期に当たる年代である 30 歳代で低下するM字カーブ¹を示していますが、平成 27(2015)年、令和2(2020)年にかけては徐々にM字カーブは緩やかになってきており、M 字の底となる年齢も上昇しています。(図表8参照)

また、女性の労働力率を全国や愛知県と比較すると、全国や愛知県に比べて低くなっています。

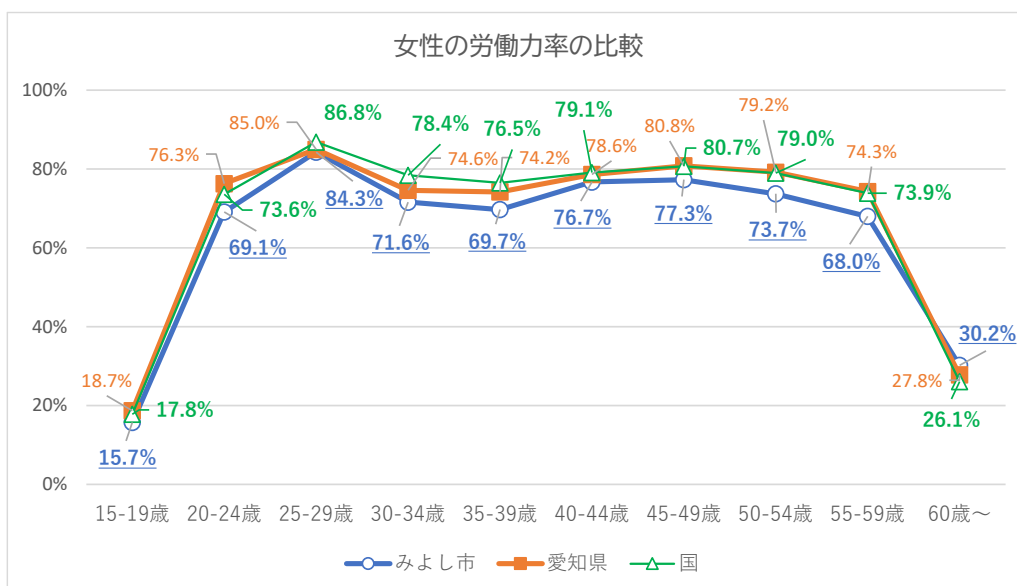
(図表9参照)

図表 8 みよし市の女性の年齢階級(5 歳階級)別労働力率の推移



資料：国勢調査（10月1日現在）

図表 9 女性の年齢階級(5 歳階級)別就業率の比較(国及び愛知県)



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

¹ 日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

3 みよし市の男女共同参画に関する現状と課題

プランの見直しにあたり、みよし市における男女共同参画に関する現状と市民の意識を把握し、プランに反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	みよし市内在住の16歳以上の男女各500名
抽出方法	住民基本台帳より、年代別・地域別で無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布、回収は郵送方式及びWEB回答方式
調査期間	令和4（2022）年10月1日（土）から 令和4（2022）年10月31日（月）まで

■配布回収数

配布数	有効回収数			有効回収率
	郵送	WEB	計	
1,000	279	113	392	39.2%

※有効回収数は、回収されたが記入のない調査票を除いて集計した数。（無効票1票）

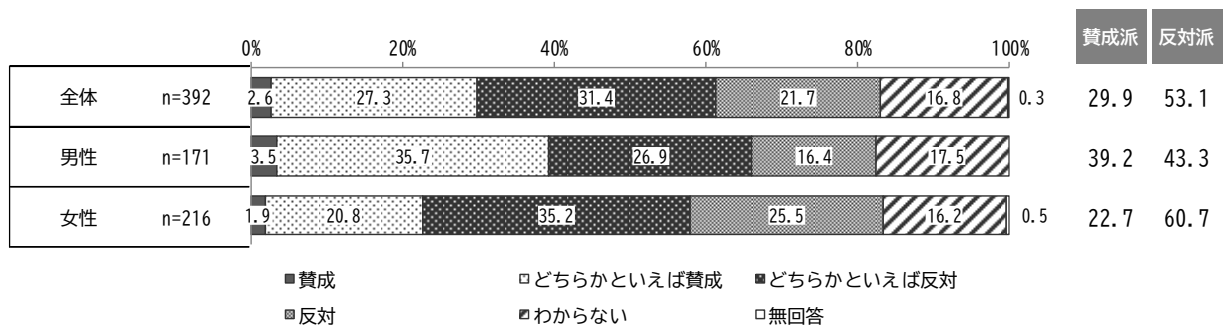
※アンケート調査は、回収率向上のため郵送調査に加え、WEB調査を併用した。

1 固定的な性別役割分担意識について

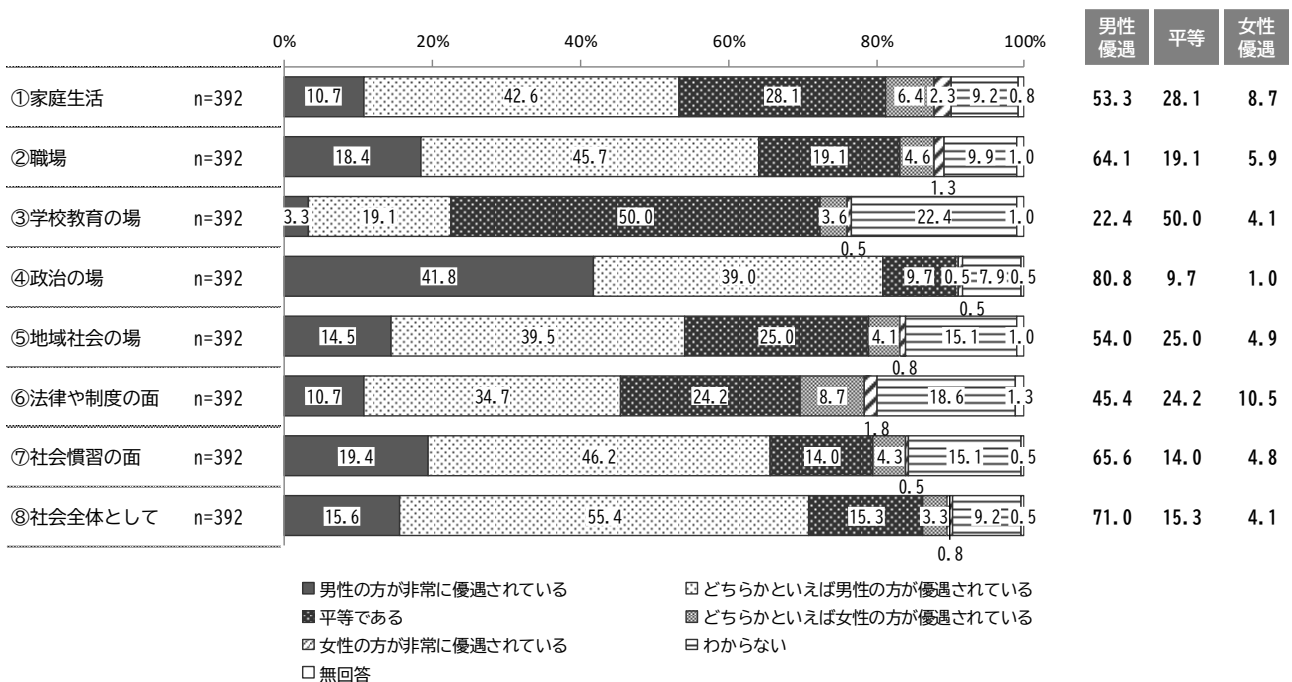
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、全体では“反対派”（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が半数以上を占めているものの、性別で見ると、女性では“反対派”が約6割を占めているのに対し、男性では“賛成派”と“反対派”が拮抗しており、男女間での認識の差がみられます。

また、男女の地位の平等感については、社会のあらゆる分野において“男性のほうが優遇されている”という意識が強く、年代別で見ると、多くの場面で「年代が上がるにつれ“男性のほうが優遇されている”」と感じる割合が高い傾向にあり、逆に若い年代ほど平等感が高くなっている傾向にあります。

図表 10 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（アンケート調査結果より）



図表 11 男女の地位の平等感について（アンケート調査結果より）



課題① 固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っている

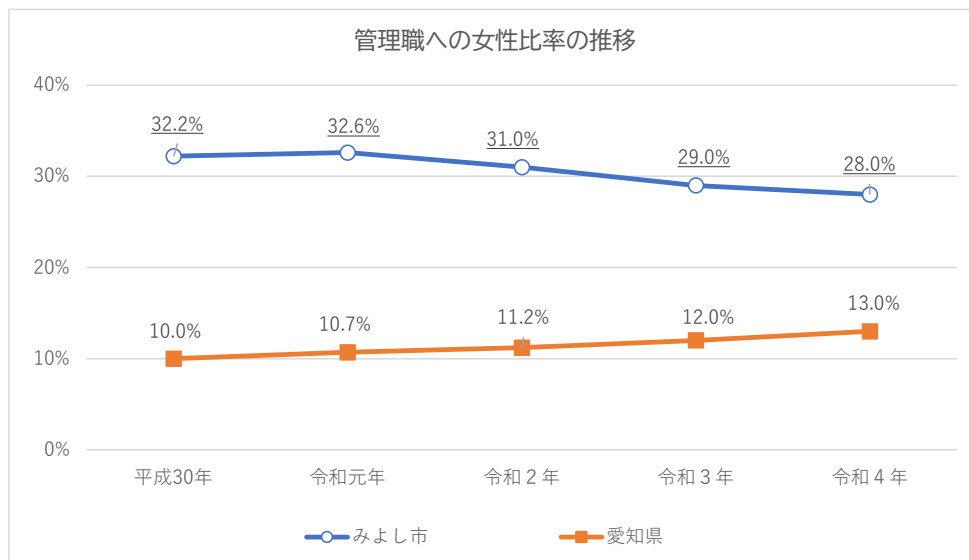
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「賛成派」が、男性の約4割、女性の約2割を占めており、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っている現状があります。固定的な役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、家庭、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発を今後も継続して行っていく必要があります。

2 あらゆる分野における女性の活躍について

本市の一般行政における管理職の女性比率は 30%前後で推移しており、令和4(2022)年4月1日現在では 28.0%と愛知県の数値を大きく上回っています。また、令和5(2023)年4月の市議会選挙においても、女性議員が5名(25.0%)当選するなど、女性の参画が進んでいます。

一方で、本市の審議会等における女性委員の登用状況は、令和4(2022)年では 33.9%となっており、過去 5 年間では国や愛知県と比べてやや低い水準で推移しています。

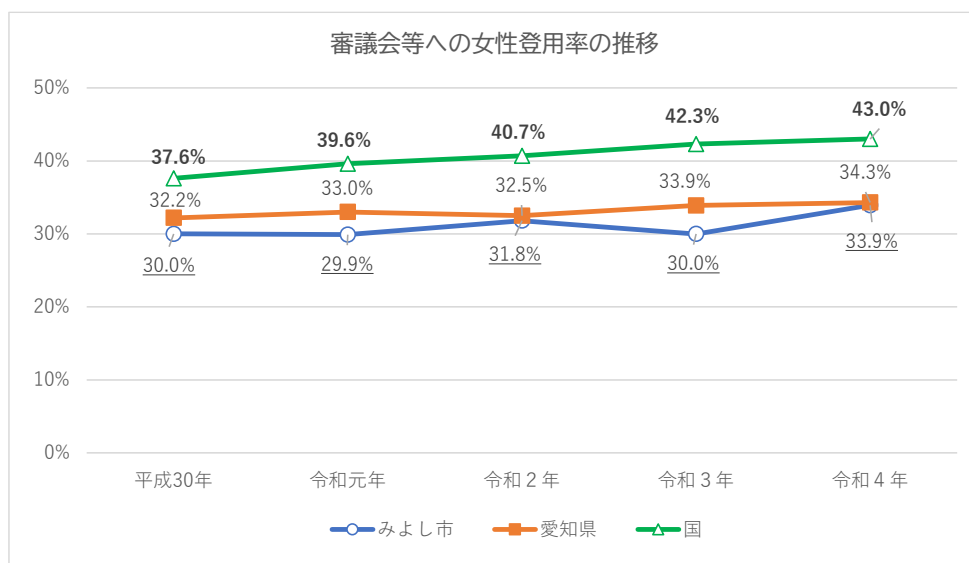
図表 12 管理職への女性比率の推移



資料：＜みよし市＞地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（4月1日現在）

＜愛知県＞男女共同参画に関する年次報告

図表 13 審議会への女性登用率の推移



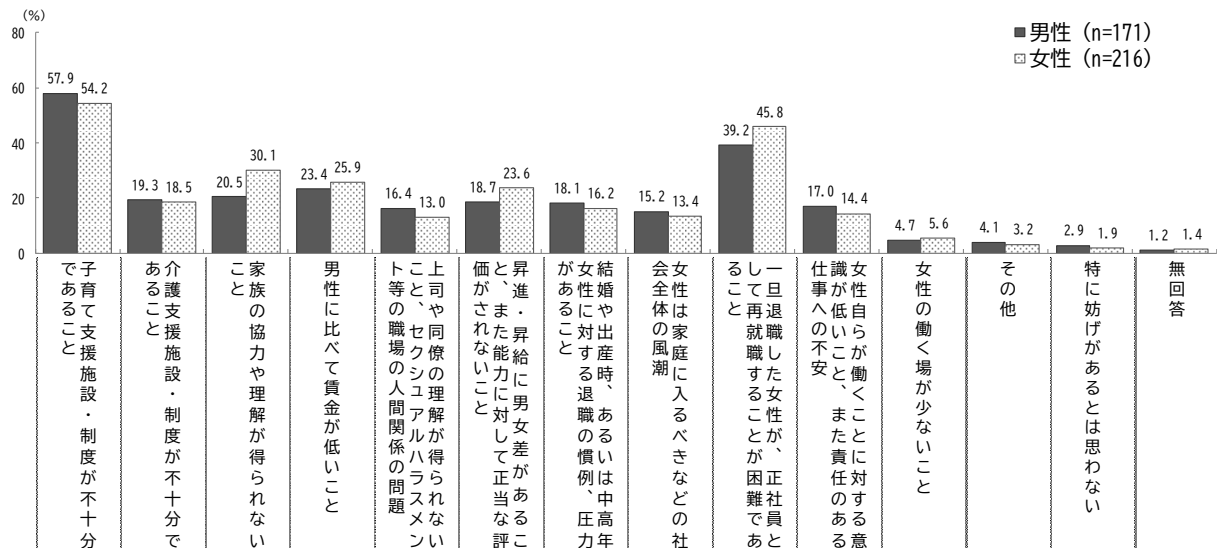
資料：＜みよし市＞地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（4月1日現在）、

＜愛知県＞男女共同参画に関する年次報告 ＜国＞男女共同参画白書（内閣府）

また、女性の就労をめぐる環境をみると、結婚・出産期に退職する傾向は依然として残っており、ライフプランの変化に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

女性が仕事を続けていく上で妨げとなっていることについては、男女ともに「子育て支援施設・制度が不十分であること」「一旦退職した女性が、正社員として再就職することが困難であること」の2つが上位にあげられています。また、「家族の協力や理解が得られないこと」（男性 20.5%、女性 30.1%）では9.6ポイント、女性が男性を上回っており、男女間でも意識に差がみられました。

図表 14 女性が仕事を続けていく上で、妨げになっていること（アンケート調査結果より）



課題② あらゆる分野での女性の活躍が求められる

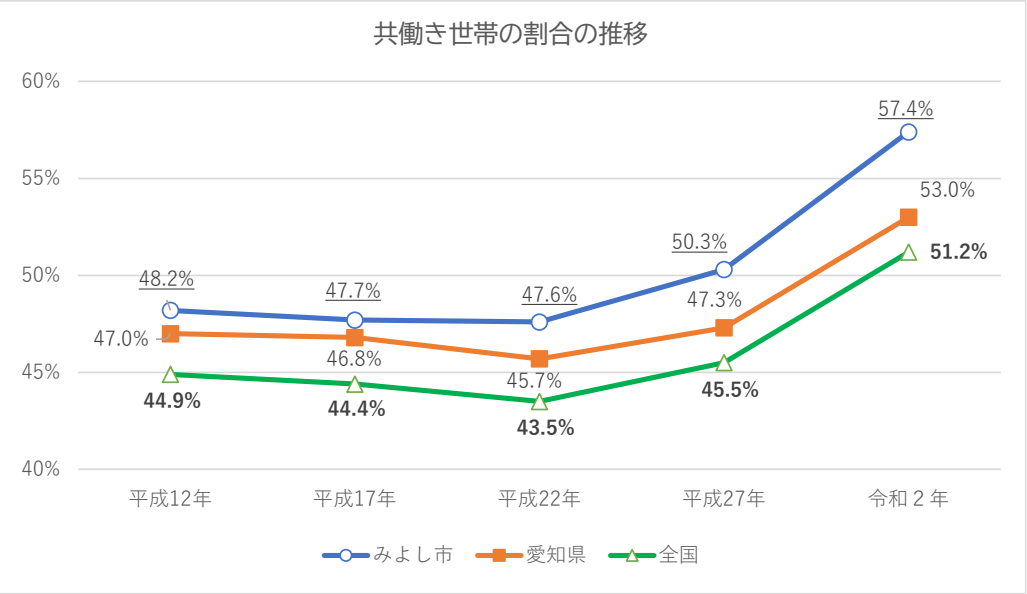
女性が政治や社会の政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要なことから、地域や職場など、さまざまな分野において女性が活かされる取組を推進し、男女があらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。また、女性の出産・育児に伴う就労継続は厳しい状況にあるため、女性が働き続けられる環境の整備が求められます。

3 男性の家事や育児など家庭への参画状況について

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、全国的に共働き世帯は増加する傾向にあり、本市においても全国や愛知県平均を上回る水準で推移しています。

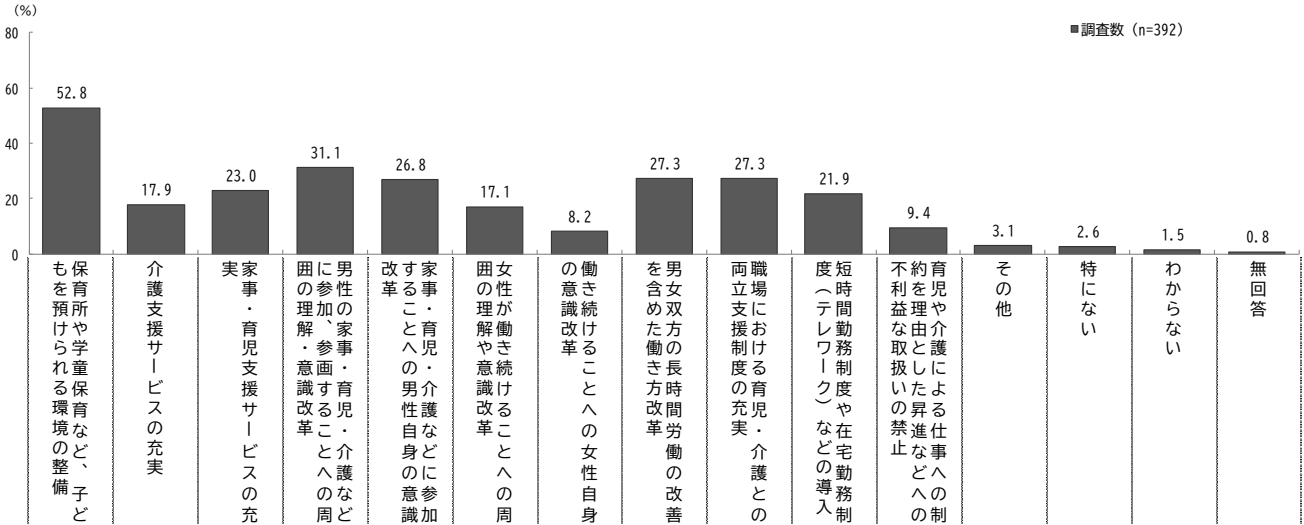
男女が離職せず同じ職場に働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童保育など、こどもを預けられる環境の整備」などの子育て支援の充実に加えて、「男性の家事・育児・介護などに参加、参画することへの周囲の理解・意識改革」「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」などが上位項目としてあげられています。

図表 15 共働き世帯の割合の推移



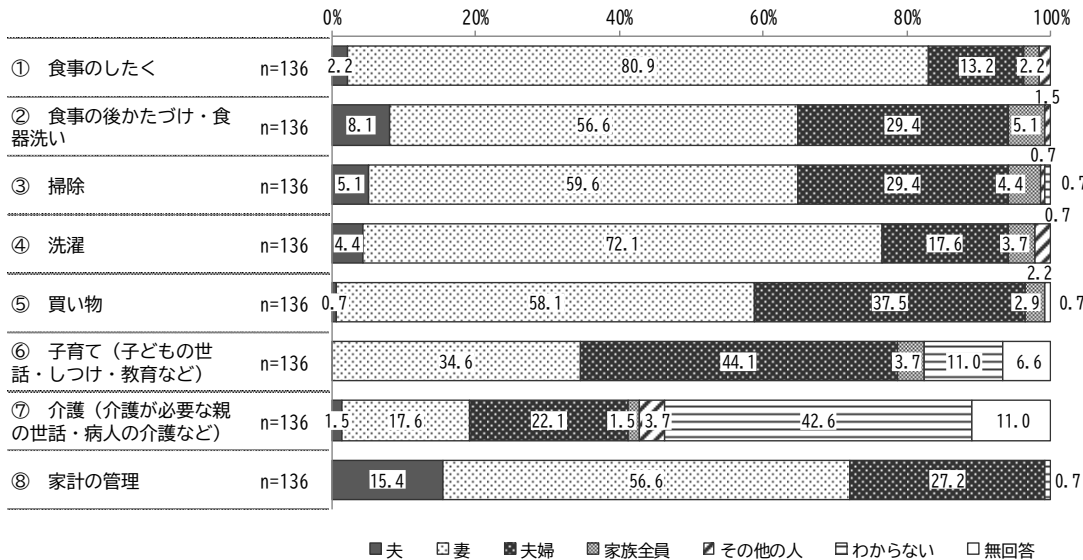
資料：国勢調査（10月1日現在）

図表 16 男女が同じ職場で働き続けるために必要なこと（アンケート調査結果より）

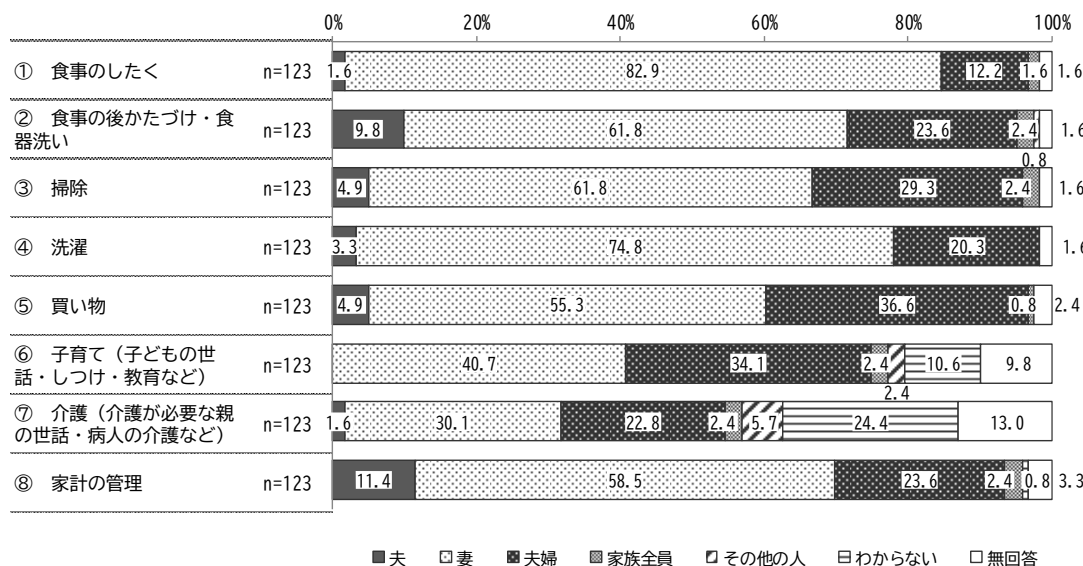


家庭内の役割分担の状況を見ると、「①食事のしたく」や「②食事の後かたづけ・食器洗い」、「③掃除」「④洗濯」といった、いわゆる家事については、共働き、共働き以外ともに大きな変化は見られません。年代別では、30 代以下の若い年代ほど、いわゆる家事を夫婦で行っている割合が平均より高い傾向にあるのに対し、40 代以上では低くなっており、若い年代ほど男性の家庭への参画が進んでいる現状がうかがえます。

図表 17 家庭における家事の分担について【共働き世帯】(アンケート調査結果より)



図表 18 家庭における家事の分担について【共働き以外の世帯】(アンケート調査結果より)



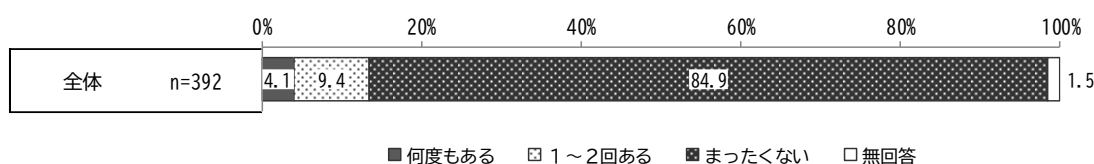
課題③ 男性の家事や育児など家庭へのさらなる参画が求められる

女性が安心して職業を続けられるようにするためには、家庭と仕事の両立支援が重要なことから、仕事も家庭も両立できるような環境整備を進めるとともに、男性の家事や育児などへの参画に対する意識の醸成や環境づくりを進める必要があります。

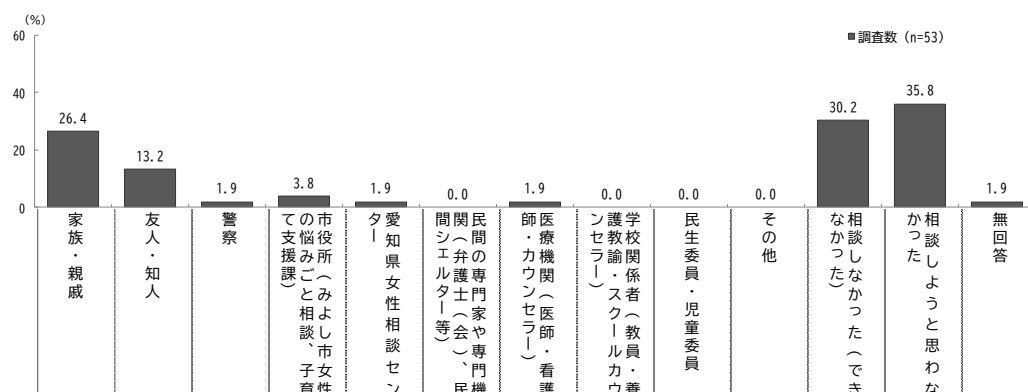
4 DV被害について

DV にあった経験がある人は 13.5%と約7人に1人の割合となっており、DVの被害にあった際の相談については、「相談しなかった(できなかった)」(30.2%)、「相談しようと思わなかった」(35.8%)と、被害を受けても相談しない人が6割を超えている現状があります。また、被害にあっても相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」が 48.6%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が 45.7%となっており、自分が我慢すればすむ、自分が受けている暴力が DV であることを認識していないなど、相談をためらう被害者が多いという状況がうかがえます。

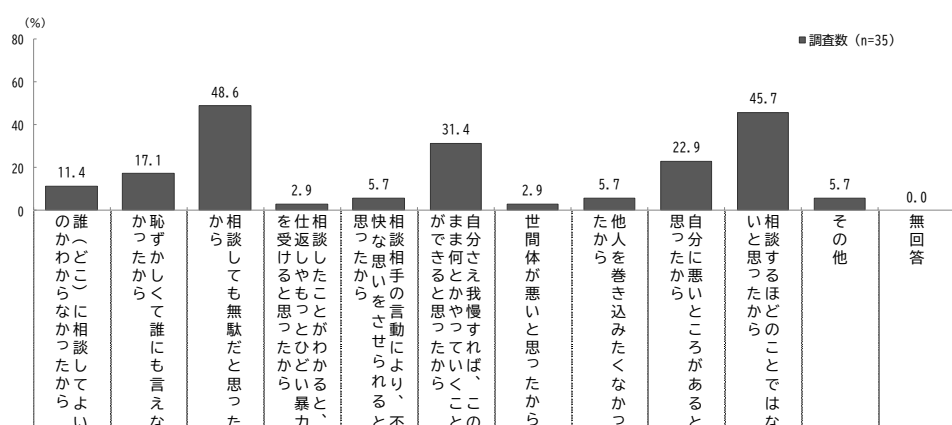
図表 19 DV を受けた経験(アンケート調査結果より)



図表 20 DV の被害にあった際の相談先(アンケート調査結果より)



図表 21 相談しなかった理由(アンケート調査結果より)



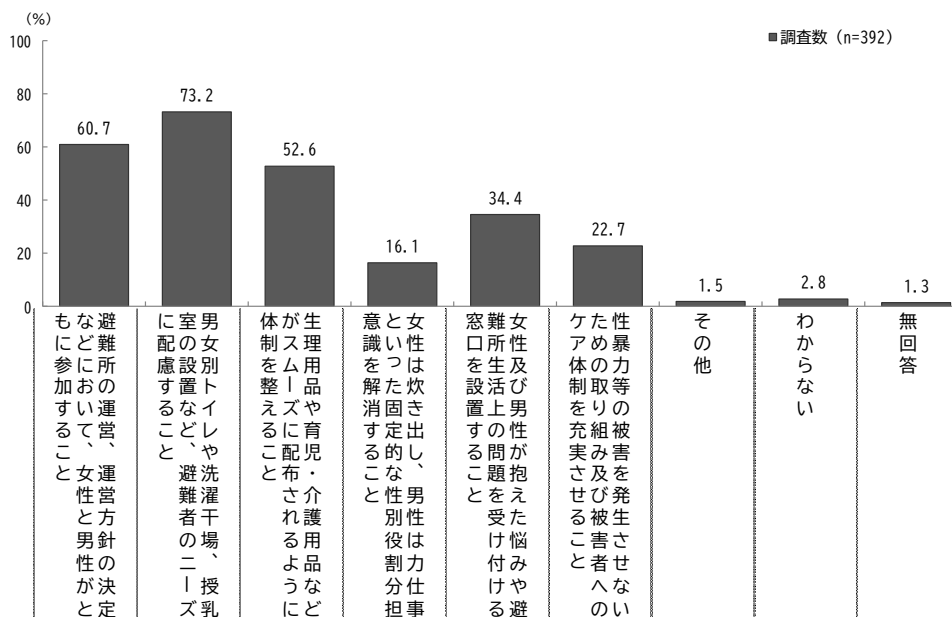
課題④ DVの被害を受けても相談しない人が多い

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者の身体や心に大きな傷を与えるもので、どんな場面においても決して許されない行為であることから、暴力の根絶への取り組みを推進するとともに、被害が深刻になる前に、相談につながるような被害者に対する支援を進める必要があります。

5 防災対策における女性の参画について

災害時の避難所運営において、男女共同参画の視点から必要なことは、「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」が上位項目としてあげられています。

図表 22 災害時の避難所運営について、男女共同参画の視点から必要だと思うこと(アンケート調査結果より)



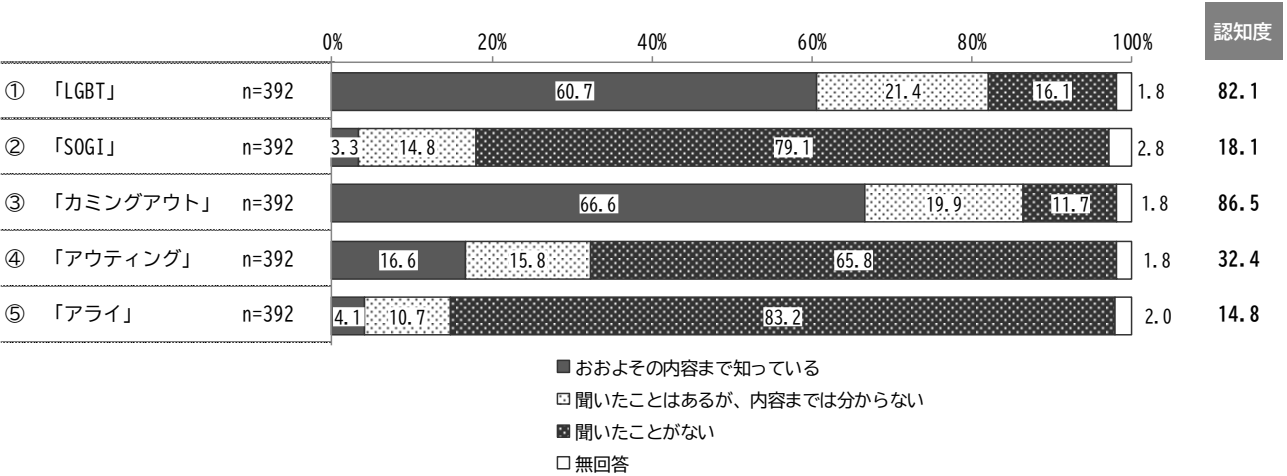
課題⑤ 避難所等では女性視点からの対応策を必要としている

防災施策については、女性の視点に配慮し、事前の備え、避難所運営、被災者支援等に努めるとともに、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、リーダーシップを発揮できる女性の人材を育成していく必要があります。

6 性の多様性について

性の多様性の言葉の認知については、「①LGBT」「③カミングアウト」の認知度は「おおよその内容まで知っている」「聞いたことはあるが、内容までは分からない」を合わせると8割を超え高くなっているものの、「おおよその内容まで知っている」は6割程度にとどまっています。また「②SOGI」「④アウティング」「⑤アライ」の認知度は1～3割程度となっています。

図表 23 性的マイノリティに関する言葉の認知度(アンケート調査結果より)

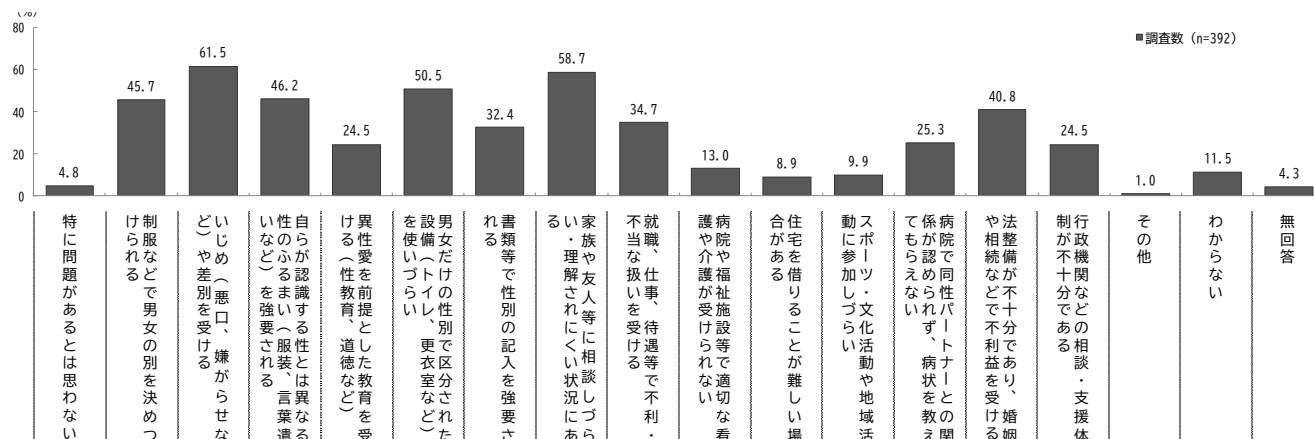


LGBT: 性的マイノリティの総称のひとつ
SOGI: 性的マイノリティもそうでない人も含め、すべての人に関する属性や特徴のこと
カミングアウト: 本人が自分の性的指向¹や性自認²を表明すること
アウティング: 本人の同意を得ずに、公にしていな本人の性的指向や性自認の秘密を第三者に話してしまうこと
アライ: 多様な性のあり方を理解し応援する人

¹ 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。
² 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の意義として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

LGBT など性的マイノリティ¹の方たちが直面している問題については、「いじめ(悪口、嫌がらせなど)や差別を受ける」「家族や友人等に相談しづらい・理解されにくい状況にある」などといった、性的マイノリティに対する偏見や人権侵害につながる様々な問題があると市民アンケート調査の結果からみられます。

図表 24 LGBT など性的マイノリティの人たちが直面している問題について(アンケート調査結果より)



課題⑥ 性の多様性の言葉の認知は進みつつあるものの、多様性を受け入れる環境にまでは至っていない

近年、性的マイノリティやLGBTなどに対する認知度も高まっている一方で、周囲の理解や配慮が不十分なため、差別や人権侵害につながることも考えられます。そのため、多様な人たちとの関わりの中で、互いに認め合うことのできる社会の構築に努める必要があります。

¹ 同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人々のことをいい、セクシュアルマイノリティ、性的少数者ともいう。

4 重点事項

これまでの課題分析を踏まえ、本プランを推進していくにあたり、下記の6つの項目を「重点事項」として掲げます。

また、6つの重点事項は、優先的に取り組む事項としてプランの体系の中に位置づけます。

① 固定的性別役割分担意識¹の解消に向けた啓発 ★¹

幼少期から男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発に努めます。

② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 / 女性の就労継続環境の整備 ★²

政策・方針決定の場をはじめ、家庭や地域社会等、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、出産や育児をしても働き続けられる環境の整備や就労支援に努めます。

③ 男性が仕事と家庭を両立することができる環境の整備 ★³

女性の社会進出のためには、男性の家庭参画は必要不可欠なことから、労働時間の短縮や在宅勤務制度など、仕事と家庭の両立が出来るような働き方の見直しを推進するとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に参加できるような環境づくりや意識の醸成に努めます。

④ DV被害の防止や被害者支援の継続 ★⁴

暴力は決して許さない社会的意識の醸成を図るとともに、相談先や相談方法の周知を図るなど、被害者の保護の充実及び自立に向けた支援体制の整備に努めます。

⑤ 女性の視点からの防災対策の充実 ★⁵

平時から男女共同参画の視点に立った防災意識を高めるとともに、防災対策や避難所運営組織などの方針決定過程への女性の参画に努めます。

⑥ 性の多様性を認め合う社会の実現 ★⁶

性的マイノリティの人たちが周りの無理解や偏見により生活が困難な状況に陥ることがないように、多様な性のあり方や性的指向・性自認に関する正しい理解促進を図るなど、性的マイノリティの人が生活しやすい環境の整備に努めます。

¹ 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例となっている。

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

本市の将来像の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、「みよし市男女共同参画推進条例」に掲げる4つの項目をプランの基本理念とし、男女共同参画の施策を展開していきます。※本プランの将来像は、本市の総合計画で掲げている将来像に準じています。



2 プランの体系

基本目標	方針
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり    	1 あらゆる機会を活用した啓発活動の強化推進 ★ ¹ 2 男女平等な教育・学習の推進
II 誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり (女性活躍推進計画)      	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 ★ ² 2 地域活動における男女共同参画の推進 3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 ★ ² ★ ³ 4 職場における男女平等の推進 ★ ² ★ ³ 5 女性への就業支援の推進 ★ ²
III 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり       	1 こころと体の健康づくりの推進 2 あらゆる暴力の根絶(DV 防止対策基本計画) ★ ⁴ 3 様々な困難を抱える人への支援 4 男女共同参画の視点からの防災対策の推進 ★ ⁵
IV 多様性を認め合う社会づくり    	1 人権意識を養うさまざまな機会の創出 2 性の多様性に関する理解促進 ★ ⁶

施策の方向	具体的施策 No.
(1)各種講演会・研修会の開催による啓発	1～3
(2)男女共同参画に関する情報の提供	4～6
(1)男女平等の視点にたつ保育・学校教育	7～12
(2)男女共同参画に関する学習環境の整備	13～14
(1)政策・方針決定の場への参画	15～16
(2)女性の人材育成	17～20
(1)男女が支えあう地域づくり	21～23
(2)市民活動団体の支援と協働の推進	24～25
(1)子育て支援の充実	26～33
(2)介護支援の充実	34～36
(3)男性の家事・育児・介護参加の促進	37～39
(1)男女がともに活躍できる職場環境づくり	40～43
(2)中小企業等における労働環境の整備	44～45
(3)市内企業に対する意識啓発	46～48
(1)女性への就業支援の推進	49～51
(1)生涯にわたる健康づくり	52～55
(2)こどもの健全育成	56～58
(3)各種相談事業の実施	59～61
(1)男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり	62～63
(2)DV等被害者の保護、支援	64～65
(1)あらゆる家族形態に対応した支援	66～67
(2)高齢者や障がい者の自立支援	68～70
(3)外国人市民への支援	71～73
(1)防災・災害分野における男女共同参画の推進	74～77
(1)人権意識の醸成	78～79
(2)国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進	80～82
(1)啓発活動の推進と学習機会の充実	83
(2)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知、推進	84

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



男女共同参画社会の実現を阻む要因の1つに「男は仕事、女は家庭」といった性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識や、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)などがあります。

このような考え方は、長い期間をかけて形成されてきたということもあることから、こどもから高齢者まで、すべての人が、あらゆる分野において男女平等意識を高めることができるよう、さらなる啓発活動の推進と学習機会の充実を図ります。

■成果目標■

指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
「男女共同参画社会」の認知度	80.9%	85.0%
学校教育の場での男女の平等感	50.0%	60.0%
法律や制度の面での男女の平等感	24.2%	35.0%
社会慣習の面での男女の平等	14.0%	25.0%
社会全体としての男女の平等	15.3%	25.0%

※「成果目標」は、基本目標ごとに設定された男女平等に関する意識を指標とし、目標年度の男女共同参画社会に関するアンケート調査結果をもとに評価を実施します。

方針Ⅰ-1 あらゆる機会を活用した啓発活動の強化推進 重点事項1

市の広報紙やホームページなどあらゆる媒体や機会を有効活用し、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた啓発活動の充実に努めます。

施策の方向 I-1-(1)各種講演会・研修会の開催による啓発

No	具体的施策	施策の内容	担当課
1	男女共同参画研修会・講演会の開催	○男女共同参画の意識啓発と普及を図るため、性別や年代を問わず様々な方が参加できる研修会や講演会、講座などを開催します。	協働推進課
2	家庭教育学級の開催	○市内全小学校において、家庭における教育力向上をめざし、多様なテーマ・内容の家庭教育に関する講座等を開催します。	学校教育課
3	市民団体などが実施する研修会・講演会の支援	○男女共同参画を推進する団体が自主的に開催する、男女共同参画啓発に関する研修会、講演会の支援を行います。	協働推進課

No	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
1	市民を対象とした男女共同参画に関する研修会、講演会の開催数	13 回	22 回	協働推進課

※指標の No は具体的施策の No に対応しています。

施策の方向 I-1-(2)男女共同参画に関する情報の提供

No	具体的施策	施策の内容	担当課
4	インターネット等を活用した情報発信	○インターネットを利用し、国、県、他自治体、関係機関の情報収集に努めるとともに、みよし市ホームページや各種 SNS ¹ 、デジタルサイネージ ² 等を活用し、幅広い年代を対象に男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行います。	協働推進課
5	「広報みよし」による啓発	○市民が男女共同参画について考えるきっかけとなるような情報を広報紙及び SNS に掲載し、男女共同参画に対する理解を促進します。	秘書広報課 協働推進課
6	チラシなどによる啓発	○男女共同参画啓発チラシ・冊子などの作成、配布及び他機関が作成したチラシを配布し、市民の男女共同参画に対する理解を促進します。 ○小中学生やその保護者を対象に作成した男女共同参画に関する啓発物を活用するなど、こどもを取り巻く環境への取り組みを充実させます。	協働推進課

No	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
5	広報紙及び SNS への男女共同参画に関する情報の掲載数	4 件	8 件	秘書広報課

¹ X(旧 Twitter)、Instagram、Facebook、LINE、YouTube、TikTok、Threads などのように、ユーザー同士が自身の日常や趣味、友人などを公開し、コミュニケーションを取ることができるサービスのこと。

² 駅や店舗、施設、オフィスなどに、ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。サイネージとは、看板や標識を意味する英語。

方針Ⅰ-2 男女平等な教育・学習の推進

男女平等を重視する価値観は、幼少期からのさまざまな教育を通じて培われることから、保育、学校教育、家庭教育環境が重要です。

そのため、幼少期から男女平等意識や個性を尊重する大切さを身につけることができるよう、家庭や学校、地域生活の中で男女共同参画や人権尊重に関する理解を深めるとともに、生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

施策の方向 Ⅰ-2-(1)男女平等の視点にたつ保育・学校教育

No	具体的施策	施策の内容	担当課
7	男女平等意識を育む保育の実施	○男女平等の意識を幼児期から育む保育を推進します。 ○行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮し、固定的な性別役割表現や性差別的な表現を使わないように努めます。	保育課 こども相談課 学校教育課
8	保育関係者に対する研修の実施	○自主研修の推進と全員研修を実施します。	保育課
9	男女平等教育の推進	○学校教育の中で、固定的性別役割分担意識に基づいた慣習、慣行が行われることのないよう配慮するとともに、男女の協力、平等についての指導を進めます。	学校教育課 協働推進課
10	男女混合名簿の活用	○男女混合名簿の導入済み学校の事例や取組例や、学校現場での男女平等の意識を育てる必要性を伝えながら、全校導入に向けての取組と男女平等教育に配慮した名簿の活用を推進します。	学校教育課
		○市内保育園及び幼稚園において、男女混合名簿の採用を推進します。	保育課
11	キャリア教育 ¹ の推進	○自分の役割を遂行する経験を積み重ねながら自己の強みを考える機会や職場体験のガイダンス事業、職場体験を通して、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を生かして主体的に進路選択できる力を育みます。	学校教育課
12	教職員の男女共同参画意識の向上	○男女共同参画に関する研修、セクシュアルハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する研修、性の多様性に関する研修への参加を促します。	学校教育課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
9	男女共同参画に関する学習講座の開催数	0回	5回	学校教育課 協働推進課

¹ 児童生徒一人一人のキャリア(個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積のこと)発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲、態度や能力を育てる教育。端的には、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のこと。

施策の方向 I-2-(2)男女共同参画に関する学習環境の整備

No	具体的施策	施策の内容	担当課
13	図書館資料による教育、学習活動の充実	○男女共同参画の意識啓発と普及の促進等を図るため、男女共同参画に関する図書館資料を充実させます。	生涯学習推進課
14	視聴覚ライブラリーの充実	○男女共同参画の意識啓発と普及の促進等を図るため、男女共同参画に関する視聴覚資料を充実させます。	生涯学習推進課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
13	男女共同参画に関する図書館資料の購入冊数	41冊	50冊	生涯学習推進課

基本目標Ⅱ 誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり



男女共同参画社会を実現するためには、性別や年齢などにかかわらず、誰もが働き方や生き方を自由に選択し、様々な分野で個性や能力を発揮しながら自分らしい生活を送ることができる環境を整える必要があります。

そのため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、あらゆる分野での女性活躍の推進、男性の家庭参画を促す環境整備などに努めます。

■成果目標■

指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
家庭生活での男女の平等感	28.1%	40.0%
職場での男女の平等感	19.1%	30.0%
政治の場での男女の平等感	9.7%	15.0%
地域活動の場での男女の平等感	25.0%	35.0%

方針Ⅱ-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

重点事項2

女性が政治や社会の政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要なことから、政治・経済・社会などのさまざまな分野において女性が積極的に参画しやすい環境づくりやリーダーシップを発揮できるような女性の人材育成に努めます。

施策の方向 Ⅱ-1-(1)政策・方針決定の場への参画

No	具体的施策	施策の内容	担当課
15	審議会、委員会への女性の参画促進	○各種審議会などへの女性登用率の調査、また、男女共同参画に関する職員研修において女性登用率向上について呼びかけを行うなど、各所管課に対し性別にとられない委員登用について働きかけます。	協働推進課
		○委員の選出方法を見直し、各種審議会などに女性委員の積極的登用を図り、委員の構成に占める女性の割合の向上に努めます。	各課
16	政策決定の場への女性参画	○職員の意識改革を行うとともに、政策決定の場への女性職員の参画や、管理職への登用を推進します。	人事課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
15	行政区役員に占める女性の割合	13.1%	20.0%	協働推進課
15	各種審議会の委員の構成に占める女性の割合	33.9%	35.0%	協働推進課
16	市の管理職（行政職）となる女性職員の割合	9.3%	25.0%	人事課

施策の方向 II-1-(2)女性の人材育成

No	具体的施策	施策の内容	担当課
17	女性の人材開発と育成	○愛知県等が主催する各種セミナー、講演会の情報提供を行い、女性の人材開発や育成に努めます。	協働推進課
18	意識啓発と人材育成のための職員研修	○人材育成基本方針に基づき、性別によらない職員の育成を進めます。また、市役所内における男女共同参画の実現のため、男女共同参画推進に係る研修を開催し、職員の意識啓発に努めます。 ○男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指し、国や県等関係機関などが主催するさまざまな研修への職員の派遣・参加を促進します。	人事課 協働推進課
19	性別によらない職務配分	○性別に偏りのない組織づくりと、職員の能力に応じた配置を推進します。	人事課
20	女性職員の活躍の推進	○女性職員を始め全職員が意欲をもって働ける環境を形成するため、職業生活と家庭生活の両立支援に取り組めます。	人事課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
18	市職員の人材育成のための研修を受けた人数	687人	700人	人事課

方針Ⅱ-2 地域活動における男女共同参画の推進

人生100年時代を迎えた今、男女がともに協力し、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するため、地域活動やボランティア、NPO¹活動等に参加する意識を高めるとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。

施策の方向 Ⅱ-2-(1)男女が支えあう地域づくり

No	具体的施策	施策の内容	担当課
21	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	○コミュニティ活動や市民活動への支援を通して、年齢や性別を超えたコミュニティ活動及び市民活動の活性化を図ります。	協働推進課
22	PTA 活動への参加促進	○他の PTA との情報交換に関わる事業に性別によらず参加を促し、活動における工夫や新しい取り組みを取り入れるなど情報共有に努めます。	学校教育課
23	地域社会で支える子育て・介護の環境づくりの支援	○地域学校協働活動やファミリー・サポート等の事業を通じて、こどもや高齢者をはじめとした地域住民がお互いに支えあう環境づくりに努めます。	協働推進課 学校教育課 保育課 長寿介護課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
21	市民活動サポートセンター登録団体数	53 団体	60 団体	協働推進課

施策の方向 Ⅱ-2-(2)市民活動団体の支援と協働の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
24	各種団体活動の推進	○多様化する地域の課題を地域で解決できるように市民活動サポートセンター及びがんばる地域応援補助金にて支援をしていきます。	協働推進課
25	交流ネットワークづくりへの支援	○団体間の情報交換や連携により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが市民の間で推進されるよう、団体間のネットワークづくりを支援します。	協働推進課

¹ 営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう団体(民間非営利組織)のこと。

方針Ⅱ-3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

重点事項2

重点事項3

仕事と家庭の両立のためには、男女ともに育児や介護休業が取得しやすい環境を整備し、労働時間の短縮を進めることも必要です。

また、仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事や育児、近隣との付き合いなども日常生活に欠かすことができないものであり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)¹の観点からも、仕事も家庭も両立できるような環境整備を進めるとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に参加できるような環境づくりや意識啓発に努めます。

施策の方向 Ⅱ-3-(1)子育て支援の充実

No	具体的施策	施策の内容	担当課
26	保育施策の充実	○保護者の就労形態の多様化に対応し、働きながらこどもを育てる保護者を支援するため、低年齢児保育、延長保育、障がい児保育などの各種保育施策の充実を図ります。	保育課
27	民間保育施設への支援	○各種保育の需要に対応できるよう、民間保育施設への支援を実施し、保育事業の充実を図ります。	保育課
28	子育て支援センターの運営	○総合相談、子育てふれあい広場、地区子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター ² の機能を有する、みよし市の子育て支援の拠点施設として、特に就学前のこどもの子育てを総合的に応援します。	保育課
29	親子教室、育児講座の実施	○親子ふれあいルームや育児講座への父親の参加を促すとともに、「育メンと遊ぼう」、「こうさく広場」など父親が参加しやすいイベントを開催します。	保育課
30	子育てふれあい広場の運営	○乳幼児を連れた保護者が自由に交流できる場所として、子育て総合支援センターとカリヨンハウス内で「子育てふれあい広場」を運営していきます。	保育課
31	育児・児童相談の充実	○育児相談や各種講座、情報交換を通じて、子育ての不安を取り除き、子育てと仕事の両立を支える環境づくりに努めます。	保育課 こども相談課 学校教育課
32	緊急時の子育て支援	○一時的保育やファミリー・サポート事業、病児保育、子育て短期支援事業などにより、緊急時にこどもを預けることができるよう支援します。	保育課 こども相談課
33	放課後児童クラブの運営	○共働き家庭の仕事と育児の両立を支援するため、放課後児童クラブを運営します。また、放課後児童クラブの利用ニーズへ対応できるよう努めます。	学校教育課

¹ 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。女性だけを対象とした育児休業を中心とする両立支援策ではなく、男性の働き方も含めて、生活の質の向上を目指すもの。

² 急な残業やこどもの病気などの変動的・突発的な保育需要などに対応するため、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織のこと。

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
26	保育園における待機児童数	0人	0人	保育課
29	親子教室の参加者数	1,485組	2,000組	保育課
29	育児講座の開催	27回	30回	保育課
30	子育てふれあい広場の利用者数	34,606人	40,000人	保育課

施策の方向 II-3-(2)介護支援の充実

No	具体的施策	施策の内容	担当課
34	連絡相談体制の充実	○地域包括支援センターを中心として、高齢者や介護に関する連絡、相談体制の充実を図ります。	長寿介護課
35	介護サービスなどに関する情報の提供	○介護保険制度、高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスに関する必要な情報の提供に努めます。	長寿介護課 福祉課
36	訪問介護の充実	○日常生活を営む上で、身体的支障が生じた場合などの支援の充実を図ります。	長寿介護課 福祉課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
34	地域包括支援センターが受ける相談件数	6,534件	7,000件	長寿介護課
36	介護（介護予防）サービスの受給者	1,426人	1,846人	長寿介護課

施策の方向 II-3-(3)男性の家事・育児・介護参加の促進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
37	父親参加型イベントの実施	○父親の家事や子育てへの参加を促し、性別にとらわれず家事や育児に参画できる体制の構築をめざし、講座、イベントを実施します。	保育課 協働推進課
38	妊婦及び夫に対する教育	○子育てに関する学習機会の場として、「パパママ教室」を開催します。	こども相談課
39	男性も参加できる交流会の実施	○男女問わず参加できる介護者向けの交流会を開催します。	長寿介護課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
37	父親参加型イベント・講座の参加人数	14人	20人	協働推進課
38	「パパママ教室」の参加者数	222人	240人	こども相談課

方針Ⅱ-4 職場における男女平等の推進

重点事項2

重点事項3

「男女雇用機会均等法」の基本理念により、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となります。

そのため、男女の均等な雇用機会の確保と労働環境の向上に向け、市内事業者に対する周知・啓発を推進するなど、誰もが充実感を持って働きやすい職場環境づくりに努めます。

施策の方向 Ⅱ-4-(1)男女がともに活躍できる職場環境づくり

No	具体的施策	施策の内容	担当課
40	就労形態、勤務形態の見直しの推進	○すべての働く人が個々のライフスタイルに合った、多様で柔軟な働き方を選択できるよう企業に啓発を行います。また、労働時間の短縮やフレックス勤務、「イクボス宣言」の推進等により新しい勤務形態に向けての啓発を行います。	産業振興課 協働推進課
41	男女雇用機会均等法の周知徹底	○関係機関との連携により趣旨の周知を図り、市内企業における男女の雇用機会の均等を図るよう啓発を行います。	産業振興課
42	職場における男女平等	○職場における男女平等の促進及び人権を侵害するハラスメントや性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境が整備されるよう啓発活動を推進します。	産業振興課 人事課
43	育児休業など取得促進の啓発	○男性も女性も育児休業や介護休業などを取得しやすい環境づくりに向け、啓発紙などの配布を通じて企業などへの周知を図ります。また、生理休暇や子の看護休暇など、個別の事情に応じた休暇の取得ができるよう併せて周知を図ります。	産業振興課
		○職員が仕事と生活を両立しながら活躍できる環境づくりを推進します。	人事課

施策の方向 Ⅱ-4-(2)中小企業等における労働環境の整備

No	具体的施策	施策の内容	担当課
44	農業の家族経営協定 ¹ の推進	○農業経営を経営主だけでなく、配偶者や息子、娘、家族全員にとって魅力的でやり甲斐のあるものにするため、誰もが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備するため、「家族経営協定制度」を推進します。	産業振興課
45	商工業などに携わる女性への支援	○行政機関及び各種企業からの情報提供及び支援制度をPRし、起業する女性や事業を営む女性に対して、多様な情報提供に努めます。	産業振興課

¹ 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族ひとりひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

施策の方向 II-4-(3)市内企業に対する意識啓発

No	具体的施策	施策の内容	担当課
46	商工会、工業経済会との連携による意識啓発活動	○各種法令に基づいて、働く女性の労働環境や雇用条件の厳守に努めるよう、商工会や工業経済会を通じ市内企業の経営者への啓発に努めます。	産業振興課
47	「ファミリー・フレンドリー企業」 ¹ の普及促進	○働く人たちの仕事と家庭を支援する福利厚生制度の充実した「ファミリー・フレンドリー企業」の紹介とともに、助成制度の紹介を行うことで、「ファミリー・フレンドリー企業」の普及、促進に努めます。	産業振興課
48	「女性の活躍促進宣言」及び「あいち女性輝きカンパニー」の普及促進	○愛知県が実施している「女性の活躍促進宣言」 ² 及び「あいち女性輝きカンパニー」 ³ の制度内容を市内企業へ周知啓発し、企業の女性の活躍に対する取組みを促進します。	産業振興課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
47	「ファミリー・フレンドリー企業」に登録の市内企業数	11社	15社	産業振興課
48	「女性の活躍促進宣言」を宣言している市内企業数	12社	20社	産業振興課
48	「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けた市内企業数	3社	6社	産業振興課

¹ 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のこと。

² 愛知県が実施している事業で、県内の企業・事業者・団体の組織トップ自らの女性の活躍促進に関する意識表明を募集し、宣言した企業を愛知県がホームページ等でPRを行う。

³ 愛知県内に本社または事業所を置く企業・団体等を対象に、女性の活躍促進に向けて取組みを行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として愛知県が認証する制度のこと。

方針Ⅱ-5 女性への就業支援の推進 重点事項2

男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するためには、女性の就労継続や子育てや介護などにより離職した女性の再就職への支援が必要となります。

そのため、働く女性への相談窓口の実施や、結婚・出産・育児のために仕事を辞めても、これまでの経験を活かして再び働くことができるよう、再チャレンジ可能な仕組みを構築するなど、女性が活躍できる環境の整備に努めます。

施策の方向 Ⅱ-5-(1)女性への就業支援の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
49	再就職支援セミナーなどの講座の開催	○県やハローワークなど関係機関と連携し、再就職を希望する女性のためのセミナー開催に努め、再就職支援講座の充実を図ります。	産業振興課
50	技術取得講座の開催	○技術向上を促し女性の活躍を支援するため、情報・通信講座でパソコン操作を学ぶ講座を、国際理解講座で語学を学ぶ講座を実施します。	生涯学習推進課
51	就労に関する相談窓口の充実	○これから働く女性や子育てや介護等と両立しながら働き続ける女性（パートタイム含む）などの就労に関する多様な相談に対応できるよう、相談窓口の充実に努めます。	産業振興課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
49	女性向け就職支援セミナー女性参加者数	18人	30人	産業振興課
50	情報・通信講座でのパソコン操作を学ぶ講座開催	44講座	50講座	生涯学習推進課
50	国際理解講座での語学を学ぶ講座開催	33講座	40講座	生涯学習推進課
51	みよし市就労支援センター女性相談者数	2,123人	2,866人	産業振興課
51	みよし市就労支援センター女性就職者数	126人	170人	産業振興課

基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり



男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。男女が生涯を通じて、自らの健康を守り、また互いの健康をいたわりあうことができるよう、健康づくりを支援していきます。

また、高齢者や障がい者、外国人、ひとり親家庭など、生活上の様々な困難を抱える人々に対する支援も必要です。男女共同参画の視点に立ち、誰もが自立し、安心して暮らしていけるよう、個人の状況にも配慮した支援や環境の整備に努めます。

■成果目標■

指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
DV相談窓口のうち、「市役所」の認知度	57.4%	65.0%
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度	26.8%	35.0%

方針Ⅲ-1 こころと体の健康づくりの推進

男女がともに安心して暮らしていく上で基本的なことは、生涯を通じて心身とも健康で充実した生活を送ることです。特に女性は妊娠や出産など、身体的な特性を備えていることから、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことができるよう、市民の健康増進のための施策を推進し、市民の健康づくりを促進します。

No	具体的施策	施策の内容	担当課
52	健康づくり事業の推進	○生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康に関する各種事業を実施します。	—
		・妊産婦、乳児、幼児、歯科等の健診及び教室、相談の実施。	こども相談課
		・特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、各種がん検診、各種予防接種、成人の健康教育・相談の実施。	保険健康課
		・保健推進事業（母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業）、地域支援事業（介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、認知症総合支援事業など）の推進。	保険健康課 長寿介護課
53	健康に関する情報提供の充実	○感染症予防啓発のため、感染症の情報（集団かぜ等）の発生状況、予防について、ホームページに掲載します。	保険健康課
		○市の広報紙、ホームページなどを活用して、市民の健康保持や増進及び病院の概要などの情報を発信し、健康管理意識を高めます。	管理課 （市民病院）
54	こころの健康づくりの実施	○男女が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、「こころの健康講演会」を開催し、周知啓発に努めます。	保険健康課
55	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ¹ に関する意識の啓発	○子宮頸がんの主な原因とされているヒトパピローマウイルス ² 感染を予防するため、希望者に対し子宮頸がん予防ワクチン接種を実施します。	保険健康課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
52	3・4か月児健診受診率	96.8%	98.0%	こども相談課
52	1歳6か月児健診受診率	97.1%	98.0%	こども相談課
52	3歳児健診受診率	97.7%	98.0%	こども相談課
52	子宮頸がん検診受診率	8.2%	10.0%	保険健康課
52	乳がん検診受診率	12.2%	15.0%	保険健康課
52	女性がん検診とがん予防の健康教育併設実施	実施	継続	保険健康課
52	サッカー健康増進教室参加者	15人	20人	長寿介護課
52	通いの場登録団体	0団体	40団体	長寿介護課
55	中学1年生の子宮頸がん予防ワクチン接種率	8.0%	30.0%	保険健康課

¹ 「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利のこと。

² 組織の異常増殖やその他の細胞変化を引き起こす一群のウイルスのひとつ。特定の種類のヒトパピローマウイルスに感染すると、子宮頸がんの発生リスクが高くなる。

施策の方向 Ⅲ-1-(2)こどもの健全育成

No	具体的施策	施策の内容	担当課
56	こどもの虐待防止の啓発	○こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置し、妊娠届を出発点とした妊産婦や保護者の相談体制を切れ目なく実施していくことにより虐待防止につなげていきます。また、乳幼児健康診査を実施します。	こども相談課
57	児童の健全育成	○児童館や公園などにおいて、よりよい遊び場の整備と提供を行うとともに、健全で規律正しい生活姿勢を身につけさせる各種講座や行事を実施し、児童の健全育成に努めます。	こども政策課 公園緑地課
58	青少年の健全育成	○市内4中学校において、中学生の子を持つ親の家庭教育力の向上に繋げる講座を継続して実施します。	学校教育課
		○非行を未然に防止するための補導活動の実施と青少年の集まる場所・遊び場所の危険箇所に対する把握や情報交換を行っていきます。 ○みよし市青少年健全育成推進協議会が所管する事業（少年の主張・青少年の非行・被害防止に取り組む運動の街頭啓発等）を実施します。	こども政策課
		○こどもや保護者の相談に迅速に対応できる環境を作ります。	こども相談課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
57	児童館年間利用者数	44,108人	50,000人	こども政策課
58	補導員の青少年への声掛け延日数	1,094日	1,316日	こども政策課

施策の方向 III-1-(3)各種相談事業の実施

No	具体的施策	施策の内容	担当課
59	母子保健の充実	○こどもの健全な発達を支援するとともに、育児不安の軽減を図るため、育児相談を開催し、子育てに関する学習機会の場として、パパママ教室を開催します。	こども相談課
60	各種相談事業の実施	○相談員を配置し、悩みごとや心配ごとなどの解消や軽減を図り、助言や専門機関への案内等を適切に実施します。	市民課
		○各種相談事業を推進し、相談窓口の連携を図りながら、あらゆる相談に迅速に対応できるように努めます。	各課
61	女性相談窓口の充実	○女性の悩みごと電話相談を実施します。 ○女性の悩みごと相談啓発カードを作成するとともに、相談啓発カード及びチラシを市内公共施設、商業施設に設置を依頼します。	こども相談課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
59	育児相談参加人数	523人	705人	こども相談課

方針Ⅲ-2 あらゆる暴力の根絶（DV防止対策基本計画）

重点事項4

DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する暴力は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、厳正に対処していく必要があります。

暴力を容認しない社会環境を築くための啓発に努めるとともに、市役所内の連携を図り支援体制を確立するなど、被害者の保護・支援に努めます。

施策の方向 Ⅲ-2-(1)男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり

No	具体的施策	施策の内容	担当課
62	DVなどの防止に関する啓発	○みよし市女性の悩みごと相談の案内チラシや他機関が発行するチラシによる啓発を行います。	こども相談課
63	DVなどの相談体制の整備	○相談窓口の周知に努めるとともに、庁内での連絡会議を実施し、関係各課との連携を強め相談体制を充実します。	こども相談課

施策の方向 Ⅲ-2-(2)DV等被害者の保護、支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
64	DV等被害者の安全確保	○他機関や庁内関係課と連携をとりながら、DV等被害者の保護、支援を行っていきます。	こども相談課 市民課
65	DV等被害者の自立支援	○関係機関、関係各課と連携の中で、DV被害者の自立に向けた支援を実施します。	こども相談課

方針Ⅲ-3 様々な困難を抱える人への支援

近年、少子高齢化や雇用・就業構造などの変化により、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりがみられます。特に高齢単身の女性や、母子家庭のひとり親家庭の割合が高く、生活上の困難を抱える女性が多くなっています。また、障がいがあること、外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々もいます。

ひとり親家庭であること、高齢であること、障がいがあること、外国人であることなどを理由に社会への参画が妨げられることなく、だれもが安心して暮らせるための環境の整備に努めます。

施策の方向 Ⅲ-3-(1)あらゆる家族形態に対応した支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
66	ひとり親家庭などにおける福祉サービスの充実及び相談事業の拡大	○生活困窮家庭及びひとり親家庭等のこどもを対象に学習支援や生活習慣改善に関する支援を行い、こどもの社会的自立を促し生活の安定を図ります。	福祉課
		○母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯の自立した生活に向けた支援プログラムを策定します。	こども政策課
		○児童を養育している家庭（ひとり親家庭を含む）の安定と児童の健全育成、資質の向上のため、相談などの児童福祉事業を充実します。	こども相談課
		○ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための視点を踏まえ、放課後児童クラブの入所基準を検討、設定します。	学校教育課
		○ひとり親家庭が市営住宅に入居できた際には、福祉減免により市営住宅家賃の減免を実施します。	生活環境課
67	手当での支給や医療費の助成	○本市独自の施策を交えながら、児童手当や児童扶養手当などの子育て世帯向けの生活支援施策を検討していきます。	こども政策課
		○ひとり親家庭や障がいがある人などの支援として、医療機関で診療を受けた場合の医療費（保険適用分）の自己負担分を支給します。	保険健康課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
66	乳児家庭訪問の割合	93.5%	98.0%	こども相談課
66	こどもの学習生活支援事業延べ参加者	397人	向上	福祉課

施策の方向 III-3-(2)高齢者や障がい者の自立支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
68	市営住宅の高齢者、障がい者支援	○誰もが安全で安心して暮らせるよう市営住宅のバリアフリー化 ¹ などの住宅環境整備を推進します。	生活環境課
69	高齢者、障がい者の住宅環境の整備	○障がい者、要支援・要介護認定を受けている者の居住する住宅の段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者などの自立支援を図ります。	福祉課 長寿介護課
70	福祉総合相談センターの運営	○「福祉総合相談センター」において、虐待等のハイルスクエースに対応するとともに、障がい者（児）、高齢者等の相談機関を後方支援し、重層的な支援体制を整備します。	福祉課 長寿介護課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
69	（居宅）住宅改修の受給者数	64人	120人	長寿介護課
69	（介護予防）住宅改修の受給者数	51人	69人	長寿介護課
70	重層的支援体制の整備	未実施	実施	福祉課 長寿介護課

施策の方向 III-3-(3)外国人市民への支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
71	多言語による生活情報の提供	○子育てや医療をはじめとする生活関連情報を多言語で提供し、市内在住外国人の生活を支援します。	各課
72	外国人相談窓口の設置	○在留外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、窓口に通訳を配置していきます。	市民課
		○通訳や翻訳サービスによる諸手続きのサポートや相談への対応に努めます。	学校教育課
		○市内在住外国人に対して、子育て・保育園・児童クラブなどに関する情報を母国語で提供し、住みやすい環境づくりに努めます。	こども政策課 保育課 学校教育課
73	生活支援に関する情報提供	○他機関の外国人相談窓口の情報や、生活を支援する制度の情報を収集し、外国人の生活支援に関する情報を提供します。	協働推進課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
71	生活関連情報や市政情報を多言語により掲載	実施	拡充	各課

¹ 高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組のこと。

方針Ⅲ-4 男女共同参画の視点からの防災対策の推進

重点事項 5

地震や大雨など災害の多い昨今の状況においては、避難所運営や防災組織への女性の参画促進など、女性の視点からの防災対策の必要性が重要視されています。

そのため、災害時にける女性の視点に立った防災対策を進めるとともに、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、リーダーシップを発揮できる女性の人材の育成に努めます。

施策の方向 Ⅲ-4-(1)防災・災害分野における男女共同参画の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
74	女性消防団の育成	○安全で安心して住めるまちづくりのため、地域に密着した防火指導や啓発を行い、防火意識の普及を図るために、女性消防団の育成に努めます。	防災安全課
75	自主防災会の支援	○各地域で組織された自主防災会の活動の充実を支援します。	防災安全課
76	防災訓練における女性の参加促進	○災害発生時に女性の意見を反映させた避難所運営などがスムーズにできるよう、男女ともに防災訓練参加者の増加を促します。	防災安全課
77	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	○避難所運営マニュアルに基づき、男女がともに安心して過ごせる避難所運営に努めます。	防災安全課

No	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
74	女性消防団員数	42 人	50 人	防災安全課
77	防災会議における女性委員の比率	8.0%	16.0%	防災安全課

基本目標Ⅳ 多様性を認め合う社会づくり



男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、多様な個性を認め合うことが必要です。

そのため、性的マイノリティを含め、誰もが周囲の無理解や偏見、差別に苦しむことなく、人権を尊重し合い、多様性を理解し認め合うことができる社会を実現するため、人権意識の醸成や性の多様性に関する理解促進、教育機会の充実を図ります。

■成果目標■

指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
「パートナーシップ宣誓制度」の認知度	64.8%	75.0%
「ファミリーシップ制度」の認知度	38.2%	50.0%

方針Ⅳ-1 人権意識を養うさまざまな機会の創出

市のホームページや市が発行する刊行物などにおいては、ジェンダー¹の視点を確保し、人権侵害につながらないよう、多様性や人権に配慮した表現に努めます。

施策の方向 IV-1-(1)人権意識の醸成

No	具体的施策	施策の内容	担当課
78	人権の尊重及び人権侵害防止についての啓発活動の実施	○人権の意識を高めるため、地域の人権啓発活動を行います。	市民課
79	メディアにおける女性の人権の確立	○行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮します。また、固定的性別役割分担を連想させる表現や性差別的な表現を使わないように努めます。	各課

¹ 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

施策の方向 IV-1-(2)国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
80	国際交流から学ぶ男女共同参画	○市民が国際的視点から男女共同参画について考える機会を提供するため、国際理解講座で異文化体験の講座を実施します。	生涯学習推進課
81	多文化共生社会 ¹ の推進	○外国人の日本語学習を支援する日本語教室の開催や市内在住外国人との交流や生活支援を行う多文化共生ボランティアの育成を通して、国籍や性別の枠を超えた多文化交流を推進し、市政への参画を促していきます。	協働推進課
82	男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集、情報発信	○男女共同参画に関する国際的な動き、統計などの情報を収集し、市民に発信していきます。	協働推進課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
80	国際理解講座での異文化体験の講座開催	4講座	6講座	生涯学習推進課
81	多文化共生ボランティア登録者数	43人	50人	協働推進課

方針IV-2 性の多様性に関する理解促進

重点事項6

性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている性的マイノリティ(LGBT)の方々の人権が尊重されるよう、性の多様性に関する意識醸成のための啓発を行います。

施策の方向 IV-2-(1)啓発活動の推進と学習機会の充実

No	具体的施策	施策の内容	担当課
83	性の多様性に関する理解促進	○市民に向けた性の多様性及び性的マイノリティ(LGBT)に関する理解の促進に努めます。	協働推進課

No	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
83	性の多様性に関する研修会、講演会等の開催数	4回	5回	協働推進課

施策の方向 IV-2-(2)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知、推進

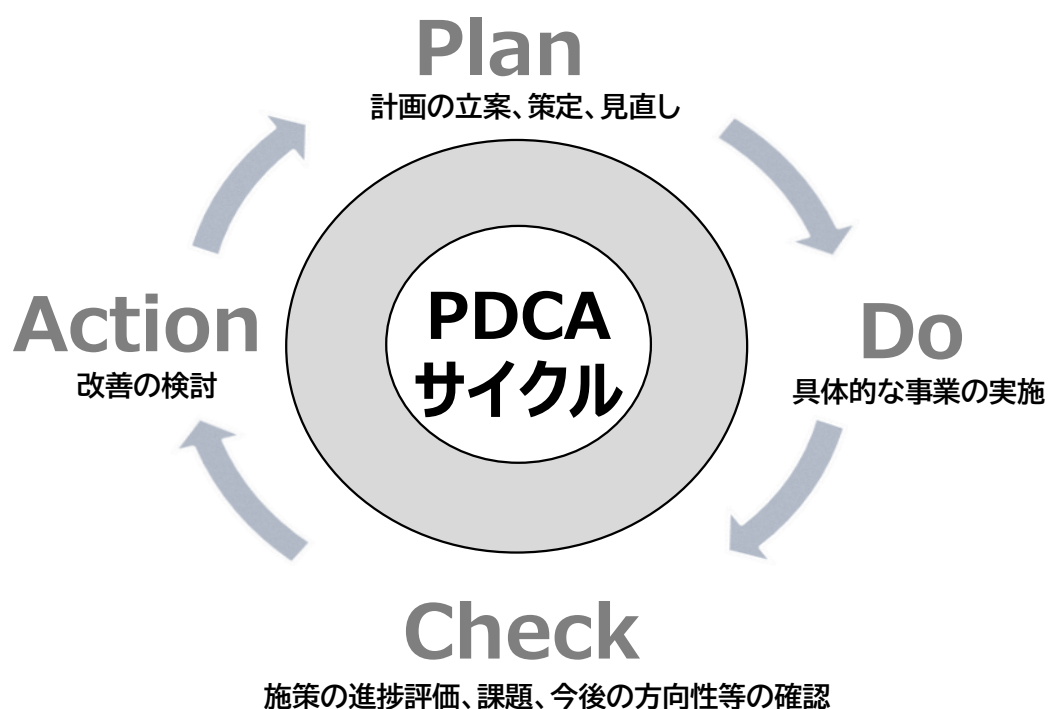
No	具体的施策	施策の内容	担当課
84	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	○性自認・性的指向にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知、啓発に努めます。	協働推進課

¹ 国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。

第5章 プランの推進

1 プランの進行管理

本プランの施策を効率的かつ効果的に実施していくため、プランに基づく各施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、「計画(Plan)」「実行(Do)」「調査・評価(Check)」「改善(Action)」【PDCAサイクル】¹のなかで、市民・事業所などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



2 推進体制の整備・充実

プランをより効果的に進めていくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。

そのため、より多くの市民に対し、本プランの周知に努めるとともに、市、市民、事業所及び教育関係者が男女共同参画に対する考え方を共通認識として持ち、一体となって取組を推進します。

¹ Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

參考資料

1 みよし市における男女共同参画プランの策定経過

平成 9(1997)年 「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定
 平成 15(2003)年 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定
 平成 21(2009)年 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」(改訂版)策定
 平成 26(2014)年 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』 2014-2018」策定
 平成 31(2019)年 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』 2019-2023」策定

2 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』 2024-2033 策定経過

<令和4(2022)年度>

年月日	内 容
令和4年8月1日 (2022年)	令和4(2022)年度 第1回 みよし市男女共同参画審議会の開催 ○委嘱状交付 ○副会長の選出 ○「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の改定スケジュールについて パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について
令和4年9月5日 (2022年)	令和4(2022)年度 第2回 みよし市男女共同参画審議会の開催 ○「次期みよし男女共同参画プラン策定に伴うアンケート調査概要及びアンケート調査票(案)について」 ○「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の令和3(2021)年度進捗状況(実績)及び令和4(2022)年度実施計画について ○「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の数値目標に対する実績・考え方について
令和4年10月1日～ 令和4年10月31日 (2022年)	男女共同参画社会に関するアンケート調査の実施 ○みよし市内在住の16歳以上の男女各500名、合計1,000名を対象にアンケートを実施
令和5年2月20日 (2023年)	令和4(2022)年度 第3回 みよし市男女共同参画審議会の開催 ○「みよし市男女共同参画社会に関するアンケート調査結果報告書(案)について」

<令和5(2023)年度>

年月日	内 容
令和 5 年6月7日 (2023年)	令和5(2023)年度第1回みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会の開催 ○みよし男女共同参画プランの改定について
令和 5 年 6 月26日 (2023年)	令和5(2023)年度第1回みよし市男女共同参画審議会の開催 ○委嘱状交付 ○正副会長の選出 ○みよし男女共同参画プランの改定について ○「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の令和4年度進捗状況(実績)及び令和5年度実施計画について ○「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の数値目標に対する実績・考え方について
令和 5 年9月28日 (2023年)	令和5(2023)年度第2回みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会の開催 ○次期みよし男女共同参画プランの原稿案について
令和 5 年10月24日 (2023年)	令和5(2023)年度第2回みよし市男女共同参画審議会の開催 ○改定プラン原稿案について ○パブリックコメントについて
令和5年11月27日～ 令和 5 年12月26日 (2023年)	みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033にかかるパブリックコメントの実施 ○パブリックコメント制度による意見募集を実施
令和 6 年 1 月26日 (2024年)	令和5(2023)年度第3回みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会の開催 ○次期プラン最終原稿案について
令和 6 年 2 月6日 (2024年)	令和5(2023)年度第3回みよし市男女共同参画審議会の開催 ○パブリックコメントの結果について ○次期プラン最終原稿案について

3 みよし市男女共同参画審議会委員（順不同・敬称略）

令和4（2022）年度

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	田 代 景 子	東海学園大学
副会長	伊 藤 欽 治	みよし市区長会代表
委 員	岡 本 信一郎	みよし市小中学校校長会代表
	野 口 尚 子	みよし市社会教育委員会代表
	宇賀神 光 行	みよし市民生児童委員協議会代表
	湊 裕	連合愛知豊田地域協議会代表
	久 野 美知代	JAあいち豊田女性部三好支部代表
	酒 井 直 美	みよし商工会女性部代表
	宮 代 カレン	在住外国人
	岡 本 和 子	市民委員

令和5（2023）年度

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	松 脇 昌 美	東海学園大学
副会長	小 嶋 光 典	みよし市区長会代表
委 員	西 條 かすみ	みよし市小中学校校長会代表
	野 口 尚 子	みよし市社会教育委員会代表
	宇賀神 光 行	みよし市民生児童委員協議会代表
	湊 裕	連合愛知豊田地域協議会代表
	小野田 真里子	JAあいち豊田女性部三好支部代表
	酒 井 直 美	みよし商工会女性部代表
	宮 代 カレン	在住外国人
	土 居 將 伸	市民委員

4 みよし市男女共同参画推進条例

(平成 27 年みよし市条例 4 号)

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条第 7 条)
- 第 2 章 権利侵害等の禁止 (第 8 条第 10 条)
- 第 3 章 基本的施策 (第 11 条—第 17 条)
- 第 4 章 推進体制の整備 (第 18 条)
- 第 5 章 雑則 (第 19 条)

附則

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動して、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が、着実に進められてきた。

みよし市は、恵まれた自然環境と大都市近郊という地理的条件のもと、活気と活力のみながるまちとして、積極的にまちづくりを進めてきた。また、市民一人一人が互いの人権を尊重し合い、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する施策を展開してきた。

しかしながら、少子高齢化の進展や国際化など社会経済情勢の変化により、地域社会は大きく変化している。これらに対応していく上で、さらに男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、対等なパートナーとして生活できる社会づくりが必要である。

私たちみよし市民は、ここに、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって協働のもと性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる全ての者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できること。
- (3) 家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動に対等に参画できること。

(4) 女性に対するあらゆる暴力を根絶すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び教育関係者のほか、国及び県その他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活、家庭生活その他の生活の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第 7 条 教育関係者は、男女共同参画社会について理解を深め、基本理念に配慮して教育に取り組むよう努めなければならない。

第 2 章 権利侵害等の禁止

(性別による差別的扱いの禁止)

第 8 条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第 9 条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為又は虐待行為を行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害するようなことを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 10 条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう配慮するよう努めなければならない。

第 3 章 基本的施策

(基本計画)

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、みよし市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(積極的改善措置)
- 第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市が設置する審議会その他の附属機関において委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めるものとする。
(調査及び研究)
- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又はこれを効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。
(雇用の分野における男女共同参画の推進)
- 第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。
(家庭生活における活動及びそれ以外の活動との両立支援)
- 第15条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。
(教育及び学習機会の充実)
- 第16条 市は、男女共同参画について市民の関心と理解を深めるため、男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。
(市が実施する施策に対する申出)
- 第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

第4章 推進体制の整備

(みよし市男女共同参画審議会)

- 第18条 市に、みよし市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し、施策の実施状況及び必要と認める事項について、調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員11人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者、公共的団体等が推薦する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

第5章 雑則

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画(「みよし男女共同参画プラン パ

ートナー2014-2018)をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

- 3 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和31年三好村条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「男女共同参画プラン審議会委員」を「男女共同参画審議会委員」に改める。

(みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 4 みよし市附属機関の設置に関する条例(平成21年三好町条例第2号)の一部を次のように改正する。

5 みよし市男女共同参画審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市男女共同参画推進条例(平成27年みよし市条例第3号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、みよし市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、条例第18条第5項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の委員の委嘱)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

附則(平成31年2月22日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

6 みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画プランの改定に必要な調整を行うため、みよし市男女共同参画プラン改定調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調整を行う。

- (1) 素案の策定に関すること。
 - (2) 既存プランとの整合性に関すること。
 - (3) 策定のスケジュールに関すること。
 - (4) その他男女共同参画に関すること。
- 2 前項の所掌事務を推進するため、委員会は、必要と認める事項を課長級の職員をもって構成する作業部会に指示することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員7人をもって組織する。

2 委員長は、総務部長を充てる。

3 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 経営企画部長
- (2) 福祉部長
- (3) こども未来部長
- (4) 市民経済部長
- (5) 都市建設部長
- (6) 教育部長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を掌理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理の者が出席することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、男女共同参画担当課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年1月4日)

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成28年2月3日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成30年4月2日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則(令和4年3月28日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月3日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

7 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)
(最終改正:平成11年12月22日法律第160号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男

女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（以下省略）

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

(最終改正:令和5年法律第三十号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (第3条—第5条の4)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条—第31条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者

は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な

保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本

法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令

で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前

各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告

知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に
出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による
不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出
しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでな
い。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判
所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべ
き者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の
申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該
申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等
（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文
字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）
をもってするものとされているものであって、最高裁判所
の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受
命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを
含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判
所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用
に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項
において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用
いことができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等
を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する
法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、
当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用
に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時
に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規
定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面
等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をす
ることとされているものについては、当該申立て等をする者は、
当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判
所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措
置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するフ
ァイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイル
に記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の
法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその
正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするも
のとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様と
する。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さな
なければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合
には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭
した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、そ
の効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨
及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又
は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支

援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求め
た事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項
第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲
げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保
護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載さ
れた配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載さ
れた配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあって
は、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を
求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通
知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗
告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因と
なることが明らかな事情があることにつき疎明があったとき
に限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁
判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずるこ
とができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、
この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合
において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せ
られているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じ
なければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てること
ができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条
第二項から第四項までの規定による命令が発せられていると
きは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、
第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じた
とき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官
は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴
力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁
判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てを
した者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さな
なければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項ま
での規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた
日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令に
あっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週
間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し
立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな
いことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の
規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用す
る。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から
起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた
日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後にお
いて、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規
定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の
取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに
係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗

告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け

		るべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三 条の三第一 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一 条第二項及 び第二百三 十一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五 条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十 一条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十 一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記録しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）

及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談

所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年六月二六日法律第四六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を

目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができ同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則〔令和四年五月二五日法律第五二号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十

条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

(最終改正: 令和 4 年法律第十二号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等 (第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 19 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 20 条・第 21 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 22 条—第 29 条)
- 第 5 章 雑則 (第 30 条—第 33 条)
- 第 6 章 罰則 (第 34 条・第 39 条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣

に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要なる労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
 - 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （財政上の措置等）
- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
- （啓発活動）

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- （秘密保持義務）

- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- （権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

